

日本女子大学史資料集 第五—(二)

日本女子大学校規則

〔明治三五—四二年〕

日本女子大学史資料集 第五—(二)

# 日本女子大学校規則

〔明治三五—四二年〕

## 「日本女子大学校規則」の復刻について

明治三十三年一〇月発行の規則をすでに復刻したが、それに続くものとして、今回は明治四二年度用までの二枚と四冊を復刻する。

復刻に当たり、体裁上の変更をしたが、その詳細については個々に記載した。

### 解説

学園創設以来の資料として「日本女子大学校規則」があるが、その出所は、創立から昭和八年九月に亡くなるまで幹事を務めた塘茂太郎が保管していたものと、その他のものに分けられる。塘所蔵資料には表紙に書き込み等があり、その特徴は、「日本女子大学校四拾年史」の編纂時に使用したことを示すメモが貼付されていることである。複製を作成するにあたり、塘所蔵資料があるものについてはそれを使用した。なお、発行年が記載されるようになるのは明治四四年からであり、今回復刻するものは記載がないため内容から使用年度を推定した。

以下、年度を追って、体裁、出所、表紙等に書かれたメモ、学園の組織の変更や学則改正、の順に若干の説明を加えたが、学則改正の詳細については公文書館等の資料と照合する必要がある、現在調査中である。

### 一 「日本女子大学校規則」〔明治三五年度用〕

- ・ 大きさは32×62 cmの一枚ものである。複製にあたり縮小した。
- ・ 明治三十六年三月、予科設置の件を主とする学則改正の認可申請をしたが、その控えとして保存さ

れていた。

・改正部分を墨で訂正していることから、この一枚ものを使用したのは明治三五年度と思われる。従つてこの規則書には予科の記載が第二章の学科、科目、修業年限の項にはなく、英語予備科についてのみ第十章に記載が見られる。

## 二 「日本女子大学校規則 並附属高等女学校規則」〔明治三七年度用〕

- ・大きさは22×15 cm。三一頁。天地、左右をカットした。表紙と本文の用紙の種類を同一とした。
- ・出所は不詳。
- ・明治三十七年二月、専門学校令による設置認可がなされた。この規則の二十一條は関連の条項である。

## 三 「日本女子大学校規則」〔明治三八年度用〕

- ・大きさは31×60 cmの一枚ものである。複製にあたり縮小した。
- ・明治三八年三月に学則改正の認可申請をしたが、その控えとして保存されていた。
- ・二との違いは第七十條（入寮願）が追加され、教職員一覧の中に赤堀峰吉、山崎武八郎等の名が見えない点である。

## 四 「日本女子大学校規則 並附属高等女学校規則、附属豊明小学校規則、附属豊明幼稚園規則」〔明治三九年度用〕

- ・大きさは22×15 cm。四二頁。天地、左右をカットした。表紙と本文の用紙の種類を同一とした。

- ・裏表紙の貼付メモに 出所成瀬先生蔵書 と記載。
- ・表紙にはインクで 39年一月十七日附改正認可 38年十一月十五日改正方を包含ス 鉛筆で 森生 と記載。
- ・この年、森村市左衛門のひきいる森村豊明会の寄付により小学校・幼稚園が開設され、教育学部も開かれた。

## 五

「日本女子大学校規則 並附属高等女学校規則、附属豊明小学校規則、附属豊明幼稚園規則」〔明治四十年度用〕

- ・大きさは22×15 cm。四六頁。天地、左右をカットした。表紙と本文の用紙の種類を同一とした。
- ・裏表紙の貼付メモに 出所幹事室 と記載。
- ・表紙にはインクで 明治四十年一月二十六日附改正（捜査料 三月八日附改正（國文科人文史）と記載。
- ・明治四十年度より国文学部を文学部と改称した。

## 六

「日本女子大学校規則 並附属高等女学校規則、附属豊明小学校規則、附属豊明幼稚園規則」〔明治四二年度用〕

- ・大きさは22×15 cm。四六頁。天地、左右をカットした。表紙と本文の用紙の種類を同一とした。
- ・裏表紙の貼付メモに 出所幹事室 と記載。
- ・表紙には朱で 明治四十一年十月廿三日印刷（千五百部）と記載。
- ・小学校令の改正に基づき、附属豊明小学校規則において、この年より尋常小学校と高等小学校の区分表記がなくなる。

# 日本女子大學校規則

## 第一章 總則

第一條 目的 本校は本邦の女子に適宜なる高等の學識を授け能く日進の社會に順應して其職務を充つるの學女たり其發達を促するの爲めを以て設けらるるものとす

第二條 名稱 本校は日本女子大學校と稱す

第三條 位置 本校は東京市小石川區高田町に在り

第四條 附屬學校 本校に附屬高等女學校附屬小學校附屬幼稚園に附屬專門圖書館を附設す

但し附屬高等女學校のみを附設し漸次に増設するものとす

## 第二章 學科 科目 修業年限

第五條 學科 學科を分て本科研究科とす

第六條 學部 本科を分て家政部、文學部、教育部、體育部、美術部、音樂部、理科部とす

但し當分本科の家政文學の兩學部を設けし時宜に應じて他學部及研究科に及ぼすものとす

第七條 科目 家政部及文學部の科目は左の如し

第一 家政部の科目  
 必修科目 倫理及社會學、心理及教育、生進及衛生、經濟及法制、應用理化、家政及藝術、算術、英語、佛語、歷史、美術史、哲學及哲學史、教授法、音樂、國語、

第二 文學部の科目  
 必修科目 倫理及社會學、心理及教育、國文、漢文、哲學及哲學史、歷史、體操、應用理化、生進及衛生、應用理化、家政及藝術、英語、佛語、經濟及法制、教授法、音樂、國語、

必修科目 倫理及社會學、心理及教育、英語、國文、美術史、哲學及哲學史、歷史、體操、應用理化、生進及衛生、漢文、應用理化、家政及藝術、教授法、音樂、國語

第八條 修業年限 本校各學部の修業年限の最短期と三ヶ年とし生徒の事情に依り在學年限を延長することを得但研究科の修業年限は三ヶ年以内とす

## 第三章 學年 學期 休日

第九條 學年 學年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第十條 學期 學年を分て左の三學期とす  
 第一學期 四月十日より七月十日に至る  
 第二學期 九月十一日より十二月十日に至る  
 第三學期 一月八日より三月三十一日に至る

第十一條 定學休業 是左の如し  
 夏季休業 七月十一日より九月十日に至る  
 冬季休業 十二月二十五日より一月七日に至る  
 春季休業 四月一日より全月九日に至る

第十二條 定日休業 是左の如し  
 日曜日  
 秋分祭 十月十七日  
 新嘗祭 十一月廿三日  
 紀元節 二月十一日  
 皇后陛下御誕辰 五月二十八日  
 本校創立紀念日 十一月三日  
 一月三十日

## 第四章 授業時間 學科課程

第十三條 教授時間 教授時間は各學部を通じ必修科を二十一時間とし選修科を七時間とし都合二十八時間とす

第十四條 學科課程及時間配當 各學部の時間配當は別表の如し

目	科	修	選	必	授
教	育	哲	國	英	日
法	學	學	語	文	文
法	學	法	文	文	文
一	三	二	二	二	二
二	三	二	二	二	二
三	三	二	二	二	二
四	三	二	二	二	二

國文學部學科課程及時間表

目	科	修	選	必	授
教	育	哲	國	英	日
法	學	學	語	文	文
法	學	法	文	文	文
一	三	二	二	二	二
二	三	二	二	二	二
三	三	二	二	二	二
四	三	二	二	二	二

英文學部學科課程及時間表

目	科	修	選	必	授
教	育	哲	國	英	日
法	學	學	語	文	文
法	學	法	文	文	文
一	三	二	二	二	二
二	三	二	二	二	二
三	三	二	二	二	二
四	三	二	二	二	二

## 第五章 及落 卒業

第十五條 及落 生徒の及落は各科目平常の成績により教員會議の議決を以て之を決定す

第十六條 卒業 生徒の卒業は各科目平常の成績と卒業論文とを參照し教員會議の議決を以て之を決定す

第十七條 卒業證書 本科卒業の者は本科卒業證書を授與す

## 第六章 入學 在學

第十八條 定期入學 定期入學は毎學年の始め一回とす

第十九條 臨時入學 生徒に欠員ある時は試験の上臨時入學を許可すべし

第二十條 無試験入學 身體健全品行方正にして左の資格あるものは無試験にて定期入學を許可す  
 一 本校附屬高等女學校卒業生  
 一 修業年限五ヶ年の官立私立高等女學校の卒業生  
 一 高等學校卒業生  
 一 修業年限四ヶ年の高等女學校卒業後一ヶ年以上習智科を修めたるもの  
 但し本項に該當する入學志願者は學力を査定することあるべし  
 一 本校附屬高等女學校と同等級以上にして本校と特別の關係ある女學校の卒業生  
 但し英語科目を課せざる高等女學校の卒業生若くは英語の學力不十分なる者は英語補修科を卒へたるの後にあらざれば英文學部に入學するを得ず

第二十一條 入學試驗 入學試驗の程度は本校附屬高等女學校卒業生の學力に準ず

第二十二條 入學書式 入學志願者は左の書式に従ひ入學願書及履歷書各一通を提出すべし

（用紙表裏紙）

入學願書（無試験入學志願者は試験の上を要すべし）  
 本籍 府 市 町 村 番地  
 本籍 府 市 町 村 番地  
 本籍 府 市 町 村 番地

右の如に檢也

右の如に檢也

## 第七章 退學 休學

第二十三條 在學證書 入學の許可を得たる者は左の書式に従ひ在學證書を提出すべし

（用紙表裏紙）

在學證書  
 本籍 府 市 町 村 番地  
 本籍 府 市 町 村 番地  
 本籍 府 市 町 村 番地

右の如に檢也

右の如に檢也

第二十四條 保證人の資格 保證人は丁年以上にして東京市内に一家を立てて保證生徒の監督をなし同人の身分に關し一切の事情に責任を負ふべき者たるを要す

但し那部在任者と雖も本校の見込により保證人たることを承認すべし

第二十五條 代理保證人 保證人が長く旅行する時は其相當の代理保證人を定め本校へ届出べし

第二十六條 保證人の變更 保證人の死去又は轉住の時は直に第二十四條の資格を有する人を以て之に代へ改めて在學證書を提出すべし

第二十七條 退學の命令 品行不良なる若くは學力不足なるか又は體弱多病にして充分の調養獎勵を加ふるも到底成績の見込なしと認定する時は退學を命ず

第二十八條 退學願 退學せんと欲するものは保證人經手して其の理由を認めたる退學願書を提出し校長の許可を得べし

第二十九條 休學願 生徒の疾病其他止を得ざる事故の爲め三ヶ月以上休學し

第三十條 休學解除 休學期限内と雖も休學の事故止む時は休學を解除し原級に復せしむ

第八章 特待生

第三十一條 特待生 本校本科第二級以上の正科生にして品行善良なるか又は學力優等なる者は前年度の成績に依り教員會議の議を経て特待生となし其年度の授業料を免除することあるべし

第九章 選科生

第三十二條 入學 各學部の一科目又は數科目を選擇せんと欲する者あるときは教授上差支なき場合に限り選科生として入學を許可す

第三十三條 入學の資格 選科生は年滿十七歳以上にして選科の科目の學力を査定し其科目を修むるに堪ふと認めたる者に限り之を許す

第十章 英語豫備科

第三十四條 英語豫備科 英語豫備科の修業年限は二年とす

Table with columns for 學年時間 (Year/Time) and 科目 (Subjects) for English and Physical Education.

第十一章 科外講演

第四十二條 目的 科外講演は正科學習の參考補強に供せんが爲に開設するものとす

第十二章 學費

第四十八條 受驗料 入學志願者は左の規定に従ひ受驗料を入學願書に添へて納むべし

生徒心得

本校の生徒たる者は自己の品性智能を磨發するに在ることを明白に悟り善學の二字を念ふこととなく常に左の條々を恪守實踐すべきなり

日本女子大學校寮規

第一條 本校の寮生たる者は克く本寮の目的を會得し教職員を敬愛し長幼相助け親和を旨とし自奮自励の精神を以て何事にも相一致して家庭同様の共同生活を營むべきは勿論事々に秩序を保ち時間を守るの習慣を養ひ殊に精神の修養身體の健康に注意すべし

入學志願者心得

第一條 無試験入學志願者ハ卒業學校々長ノ證明書若クハ卒業證書ヲ入學願書ニ添ヘテ提出スベシ

本校職員 (イハハ順) 校長 成瀬 正仁 副校長 藤田 義典 庶務主任 山崎 武八

本校教授

東洋史及漢文學 文學博士 井上 哲次 國文學 文學博士 湯本 武正 英語及日本文學 文學博士 藤田 義典

科外講師

醫學博士 井上 哲次 醫學博士 田原 良純 醫學博士 坪内 雄藏



日本女子大學校規則

日本女子大學校

東京市小石川區高田豐川町十八番地



2030

日本女子大學校規則

並 附屬高等女學校規則



# 日本女子大學校規則

## 第一章 總 則

第一條 本校は本邦の女子に適當なる高等の學藝を授け能く日進の社會に順應して其職務を完ふするの淑女たり良妻賢母たるべき者を養成する所とす

第二條 本校は日本女子大學校と稱す

第三條 本校は東京市小石川區高田豐川町に置く

第四條 本校に附屬高等女學校附屬小學校附屬幼稚園を附設す

但し當分附屬高等女學校のみを附設し漸次に増設するものとす

## 第二章 學科 科目 修業年限

第五條 學科を分て豫科、本科、研究科とす

第六條 豫科を分て普通豫科、英語豫科とし本科を分て家政部、文學部、教育部、體育部、美術部、音樂部、理科部とす

但し當分本科に於ては家政文學の兩學部を設置し時宜に應じて他學部に及ぼすものとす

第七條 家政部及文學部の科目は左の如し

第一 家政學部の科目  
必修科目 倫理及社會學、心理及教育、生理及衛生、應用理科、家政及藝術、經濟及法制、美術史、體操

選修科目 國文、漢文、英語、佛語、歴史、哲學及哲學史、教授法、音樂、圖畫

第二 文學部を分て日文學部、英文學部の二種とす

一 國文學部の科目

必修科目 倫理及社會學、心理及教育、國文、漢文、美術史、哲學及哲學史、歴史、體操

選修科目 生理及衛生、應用理科、家政及藝術、經濟及法制、教授法、音樂、圖畫

一 英文學部の科目

必修科目 倫理及社會學、心理及教育、英語、國文、美術史、哲學及哲學史、歴史、體操

選修科目 佛語、生理及衛生、漢文、應用理科、家政及藝術、經濟及法制、教授法、音樂、圖畫

但佛語は各學部共當分之を缺く

第八條 本校各學部の修業年限の最短期を三ヶ年とし生徒の事情に依り在學年限を延長することを得

### 第三章 學年 學期 休日

第九條 學年は四月一日に始り翌年三月三十一日に終る

第十條 學年を分て左の三學期とす

第一學期 四月十日より七月十日に至る

第二學期 九月十一日より十二月二十四日に至る

第三學期 一月八日より三月三十一日に至る

第十一條 定季休業 は左の如し

夏季休業 七月十一日より九月十日に至る

冬季休業 十二月二十五日より一月七日に至る

春季休業 四月一日より全月九日に至る

第十二條 定日休業 は左の如し

日曜日

神嘗祭

十月十七日

新嘗祭

十一月二十三日

紀元節

二月十一日

皇后陛下御誕辰

五月二十八日

秋季皇靈祭

天長節

十一月三日

奉明天皇祭

一月三十日

春季皇靈祭

本校創立紀念日

### 第四章 授業時間 學科課程

第十三條 授業時間は各學部を通して必修科及び選修科を合せて一週二十八時間以内とす  
第十四條 各學部の學科課程及時間配當左の如し

### 家政學部學科課程及時間表

必修		科 學		授業時間	第一學年		授業時間	第二學年		授業時間	第三學年	
生理及衛生	心理及教育	倫理及社會學	倫理及社會學	二	倫理學	實踐倫理學	二	實地倫理學	實踐倫理學	二	應用社會學	實踐倫理學
二	二	二	二	二	二	二	二	二	三	二	二	二
二生	心理學	倫理學	實踐倫理學	二	婦人衛生學	教育學	二	家庭衛生學	兒童家庭研究	二	看病人衛生學	兒童家庭研究

國文學部學科課程及時間表

目 科 修 選					目 科								
國	漢	英	歷	哲	教	音	圖	計	體	美	經	家	應
文	文	語	史	學	授	法	畫		操	術	濟	政	用
二	二	二	二	及						史	及	及	理
一	一	一	一	哲						制	法	藝	科
五	五	五	五	學								術	
二	二	二	二	史									
三	三	三	三	史									
二	二	二	二	史									
一	一	一	一	史									
二	二	二	二	史									
三	三	三	三	史									
二	二	二	二	史									
一	一	一	一	史									
二	二	二	二	史									
三	三	三	三	史									
二	二	二	二	史									
一	一	一	一	史									
二	二	二	二	史									
三	三	三	三	史									
二	二	二	二	史									
一	一	一	一	史									
二	二	二	二	史									
三	三	三	三	史									
二	二	二	二	史									
一	一	一	一	史									
二	二	二	二	史									
三	三	三	三	史									
二	二	二	二	史									
一	一	一	一	史									

修 選		目 科 修 必								科 目 / 學 年	授 業 時 間			
英 語	家 政 及 藝 術	應 用 理 科	生 理 及 衛 生	計	體 操	歷 史	哲 學 及 哲 學 史	美 術 史	漢 文			國 文	心 理 及 教 育	倫 理 及 社 會 學
二 一 五	二 一 五	二 一 四	二	二 一	三	一	一		二	一 〇	二	二	第一學年	
					普通體操、遊戲體操、容儀體操	國 史	及 哲 學 總 史 論		經 科 史 文 講 讀	文 典 文 學 作 文 講 讀 史 歌	散 文 美 文 講 讀	心 理 學	倫 理 倫 理 學	授 業 時 間
二 一 五	二 一 五	二	二	二 三	三	一	一	一	二	一 〇	二	二	第二學年	
					全 上	全 上	一 哲 學 史	一 本 邦 美 術 史	全 上	全 上 文 作 辭 學 歌	保 教 育 學	倫 理 倫 理 學	授 業 時 間	
二 一 五	二 一 五	二	二	二 四	三	一		二	二	一 一	三	二	第三學年	
					全 上	全 上		二 西 洋 美 術 史	全 上	文 學 史 文 學 作 文 講 讀 史 歌	童 話 研 究	家 庭 教 育 研 究	應 用 社 會 學 倫 理 學	授 業 時 間

英文學部學科課程及時間表

目 科	
圖音教經	經濟及法制
書樂法	書樂法
二 三	二 三
二 三 二	二 三 二
二 三 四 二	二 三 四 二

目 科 修 必								科 學 目 年	授 業 時 間
體 操	歷 史	哲 學 及 哲 學 史	美 術 史	國 文	英 語	心 理 及 教 育	倫 理 及 社 會 學		
三	一	一		二	一〇	二	二	第一學年	二
普通體操、 遊戲體操、 容儀體操	西 洋 史	哲 學 總 論		講 讀 文 美 法 文	散 文 文 美 文 典	心 理 學	倫 理 倫 理 學		二
三	一	一		二	一〇	二	二	第二學年	二
全 上	全 上	哲 學 史		全 上	全 修 辭 學、 作 文	保 教 育 育 學 學	倫 理 倫 理 學		二
三	一		二	一	二	三	二	第三學年	二
全 上	全 上		西 洋 美 術 史	全 上	全 文 學 史、 作 文	童 兒 話 庭 教 研 究	應 用 社 會 學		二

選修科目							計
生理及衛生	漢文	應用理科	家政及藝術	經濟及法制	教授法	音樂法	
二	二	四	二	五	六	三	二二
二	二	二	二	五	三	三	二二
二	二		二	五	四	三	二四

### 第五章 及落 卒業

第十五條 生徒の及落は各科目平常の成績により教員會議の議決を以て之を評定す

第十六條 生徒の卒業は各科目平常の成績と卒業論文とを参照し教員會議の議決を以て之を評定す

第十七條 本科卒業の者には本科卒業證書を授與す

### 第六章 入學 在學

第十八條 定期入學は毎學年の始め一回とす

第十九條 生徒に欠員ある時は試験の上臨時入學を許可することあるべし

第二十條 無試験にて本科に入學し得べきものは身體健全品行方正年齢十七歳以上にして左の資格の一を

有する者とす

但し英文學部に入學するものは本校英語豫科を卒業したるもの、外は英語の試験を課す

一 本校豫科卒業生

一 本校附屬高等女學校卒業生

一 修業年限五ヶ年の官公私立高等女學校の卒業生

一 師範學校卒業生

一 修業年限四ヶ年の高等女學校卒業後一ヶ年以上専攻科又は補習科を修めたるもの

但し本項に該當する入學志願者は學力を檢定することあるへし

第二十一條 専門學校入學者檢定規程により試験に合格し尙一年以上の學歴を有するものは特別試験を行  
ひ入學を許可す

第二十二條 入學志願者は左の書式に従ひ入學願書及履歷書各一通を差出すへし

(用紙美濃紙)

入學願書

無試験入學志願者は「試験の上」を略し受  
験入學志願者は「無試験にて」を略すべし

本籍 縣府 國 郡市 區 町 村 番 地

華 士 族 平 民 何 某 姉 何 妹 女

何 誰

生 年 月 日

私儀御校何學部へ入學仕度候間「無試験にて」「試験の上」御許可被成下度別紙履歷書相添へ此  
段御願申上候也



年 月 日

日本女子大學校長氏名殿

右 何

誰 印

(用紙美濃紙)

履 歷 書

本 籍 縣 府 國 郡 市 區 村 町 番 戸 地

華 士 族 平 民 何 某

何 某 姉 何 妹 女

何

誰

一 生 年 月 日

一 生 地

一 轉 住 (何 歲 よ り 何 歲 迄 何 地 に 轉 居 す 云 々)

一 現 住 所

一 兩 親 の 有 無 年 齡

一 父 兄 の 職 業

一 何 年 何 月 よ り 何 年 何 月 迄 何 學 校 に て 第 何 學 年 修 業 中 或 卒 業

一 何 年 何 月 よ り 何 年 何 月 まで 何 地 何 誰 に 就 き 何 學 を 修 業 す

一 、 、 、

一 賞 罰

右 之 通 に 候 也

年 月 日

右 何

誰

第二十三條 入學の許可を得たる者は左の書式に従ひ在學證書を差出すべし

(用紙美濃紙)

在 學 證 書

現 住 所

本 籍 縣 府 國 郡 市 區 村 町 番 地

華 士 族 平 民 何 某 何 某 姉 妹 女

何 誰

生 年 月 日

印 收 二 紙 入 錢

右之者今般御校へ入學御許可相成候に付ては同人在學中御校規を堅く相守らせ候は勿論同人に係る一切の事柄は拙者に於て御引受け可申候也 但拙者轉居或は改印の節は速に御届可申候也

現 住 所

本 籍 族

保 證 人 何

誰 印

年 月 日

生 年 月 日

日 本 女 子 大 學 校 長 氏 名 殿

第二十四條 保證人は年齢三十歳以上にして東京市内に一家計を立て被保證生徒の監督をなし同人の身分に關し一切の事柄に責を負ひ得へき者たるを要す

但し郡部在住者と雖も本校の見込により保證人たることを承認すべし

第二十五條 保證人長く旅行する時は豫め相當の代理保證人を定め本校へ届出へし

第二十六條 保證人の死去又は轉住の節は直に第二十四條の資格を有する人を以て之に代へ改めて在學證を差出すへし

## 第七章 退學休學

第二十七條 左の各號の一に該當する者には退學を命ず

一、性行不良にして改善の見込なしと認めたる者

二、學力劣等にして成業の見込なしと認めたる者

三、引續き一箇年以上缺席したる者

四、正當の事由なくして引續き一箇月以上缺席したるもの

第二十八條 退學せんと欲するものは保證人連署して其の理由を認めたる退學願書を差出し校長の許可を得へし

第二十九條 生徒の疾病其他止を得ざる事故の爲め三ヶ月以上修學し能はずと認むる時は豫め其許可を得て一學年以内の休學をなすことを得

第三十條 休學期限内と雖も休學の事故止む時は休學を解除し原級に復せしむ

## 第八章 特待生

第三十一條 本校本科第二年級以上の本科生にして品行善良なるか又は學力優等なる者は前學年の成績に依り教員會議の議を経て特待生となし次學年の授業料を免除することあるへし

## 第九章 選科生

第三十二條 各學部若くは英語豫科の一科目又は數科目を選修せんと欲する者あるときは教授上に差支なき場合に限り選科生として入學を許可す

但選科生は必ず倫理科を兼修すべきものとす

第三十三條 選科生は品行方正身軀健全年齢十七歳以上にして所選科目の學力を査定し該科目を修むるに堪ふると認めたる者に限り之を許す

但し第二十條の無試験入學の資格を有する者は此限にあらず

第三十四條 選科生にして所選科目を正當に學習したる者には望により證明書を授與すべし

第三十五條 本校の諸規則凡ては之を撰科生にも適用す

第三十六條 入學願書履歷書等の書式は本科に準ず

## 第十章 研究科

第三十七條 研究科は本科卒業生及び撰科撰修了生にして尙進で一層高等の學藝を修めんとする者の爲めに設くるものとす

第三十八條 研究科の修業年限は三年以内とす

第三十九條 研究科生は本校所定の科目中に就き研究題目を選び擔當教授指導の下に之を研究するものとす

第四十條 研究科生は校長の許可を得參考の爲め本科の講義に出席傍聽すること得

第四十一條 研究科の爲め特に講義を開設することあるべし

第四十二條 所選題目研究の結果を提出せる者には按檢の上證明書を授く

第四十三條 本校の諸規則は凡て之を研究科に適用す

## 第十一章 豫科

第四十四條 本科に入學せんと欲するも素養の不足なるもの、爲に普通豫科及び英語豫科を置く

第四十五條 普通豫科の修業年限は一ヶ年とし英語豫科の修業年限は二ヶ年とす

第四十六條 無試験にて豫科に入學し得べきものは身軀健全品行方正年齢十六歳以上にして左の資格の一を有する者とし其他は修業年限四ヶ年の高等女學校卒業の程度に依り修身國語歴史地理數學理科家事裁縫園畫音樂の科目に就て試験を行ふ

一、修業年限四ヶ年以上の官公私立高等女學校卒業生

一、専門學校入學者檢定規程により無試験檢定を受くる資格を有する者

一、専門學校入學試験檢定合格證書を有する者

一、修業年限五ヶ年の官公私立高等女學校第四學年を修了したる者

一、本校に於て修業年限四ヶ年の高等女學校同等以上と認めたる學校の卒業生

第四十七條 普通豫科、英語豫科の學科課程及教授時間は左の如し

普通豫科

學		倫理		國語		外國語		歷史		理科		裁縫		體操		合計	
		實踐倫理		講讀、作文、文典		音讀、譯解、會話、書取、文典		內外國史		物理、化學		縫方、裁方、繕方		遊藝、普通體操		二八	
		一		一〇		五		四		二		三		三			
						隨意科となすことを得											

英語豫科

倫理		學科		學年		時間		教授	
一		第一		第一		一		一	
全		第二		第二		二		二	
上		第三		第三		三		三	

英語	二四 以內	音讀、譯解、會話、書取、習字	二四 以內	音讀、譯解、會話、書取、 作文、翻譯、文典
體操	三	遊藝 普通體操	三	全 上
合計	二八		二八	

第四十八條 本校の諸規則は凡て之を普通豫科及び英語豫科に適用す

第四十九條 豫科を修了したる者には修業證書を授與す

第五十條 入學願書履歷書等の書式は本科に準す

## 第十一章 科外講演

第五十一條 科外講演は正科學習の參考補缺に供せんが爲に開設するものとす

第五十二條 科外講演は毎月臨時に之を開設するものとす

第五十三條 専門の大家を聘して科外講師に囑託するのみならず臨時諸名家の出演を乞ふことあるべし

第五十四條 本校の生徒たる者と校外者たるを問はず凡て科外講演に出席せんと欲する有志者を以て聽講者とす

第五十五條 聽講者たらんと欲する者は聽講料を前納せしむることあるべし

但し聽講料は講演の長短に依て規定すべし

## 第十三章 學費

第五十六條 受験入學志願者は左の規定に従ひ受験料を入學願書に添へて納むべし

一定期受験入學者 金壹圓五十錢

一臨時受験入學者 金貳圓

第五十七條 入學の許可を得たる者は入學料金貳圓を在學證書に添へて納むへし

第五十八條 授業料は一學年金貳拾七圓五拾錢とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すへし

第一學期 拾圓 第二學期 拾圓 第三學期 七圓五拾錢

但し事情に依り毎月初めに分納することを許可することあるへし

第五十九條 校費は一學年金五圓五十錢とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すへし

第一學期 二圓 二學期 二圓 第三學期 壹圓五拾錢

但し事情に依り毎月初めに分納することを許可することあるへし

第六十條 樂器演習をなす者は左の使用料を毎月初めに前納すべし

一オルガン使用料 金五十錢以上

一ピアノ使用料 金一圓以上

第六十一條 既納の學費は何等の事情あるも返附せず

## 第十四章 寮規

第六十二條 本校の寮生たる者は克く本寮の目的を會得し教職員の命を奉じ長幼相助け親和を旨とし自奮

自脩の精神を以て何事にも相一致して家庭同様の共同生活を營むべきは勿論事々に秩序を保ち時間を守り言語動作を快活優美にして殊に精神の修養身體の健康に注意すべし

第六十三條 本校生徒中に希望者ある時は洋風の寮舎に於て外國教師監督の下に西洋家庭の風を學ばしむ但し上級生徒の希望者を順次に入寮せしむるものとす



第六十四條 上級寮生をして順番に主婦の地位に立たしめ寮監監督の下に於て家事の整理を習はしむ

第六十五條 寮生は長幼の差別なく凡て各自相當の家事を分擔せしむべし

第六十六條 寮生の學費は凡て寮監の手を経て之を會計に預り濫費なからしむ

第六十七條 本校々醫は寮の衛生を司り病者ある時は之を診察し病狀の輕重により相當の取扱をなすべし

第六十八條 時々寮生を携へて學識經驗ある婦人を訪問し或は之を招待して談話を請ひ實地の見聞を廣め

日用の常識を養はしむ

第六十九條 寮生は左の寮費を毎月前納すべし

但し時價の高低に依り増減するところあるべし

寮費 金壹圓

普通寮生 食料 金六圓

洋風寮生 (當分之を缺く)

## 生徒心得

本校の生徒たる者の本領は自己の品性智能を啓發するに在ることを明白に悟り善學の二字を念々忘るゝことなく常に左の條々を恪守實踐すべきなり

一教育 勅語の聖旨を奉體すべきは勿論固く本校教育の趣旨を服膺し校則を遵守し師友を敬愛し自ら治め自ら制して遊逸華奢に陥らず己を重じ人を尊び温順恭謙にして學に誇らず信義禮節を守て輕浮に流れず志操を鞏固にし氣品を高潔にし以て貞淑の美德を涵養せんことを務むべし

一學を修め藝を習ふには勉めて自ら觀察研究し自ら思考判斷するの習慣を養ひ女生徒の通患として只管

教師の説明と著者の意見とのみに依頼することなく博識多能ならんよりは寧ろ事物の真相關係を辨知し藝術の原妙理を會得するの智力を開發鍊磨し他日卒業の後に雖も万般の事物に接して永く効力を有し應用自在ならんことを期すべし  
 一一家の主婦たる重任を負へる女子にして羸弱多病なる時は一身一家の不幸は云ふも更なり餘累を子孫に遺し社會を害毒するの恐あれば各自の體質に應じて適宜の運動體操をなし衣服飲食より讀書睡眠に至るまで凡て衛生の道を守り身體の強健ならんことを務むべし

本校職員（イロハ順）

校長 教授 學校 學 教

國文學	東洋史及漢文學	本邦史	國文學	生理學	日本禮法	本邦史	西洋美術史	法學制
成瀨仁藏	市川安宅	萩野由之	戶川	大澤謙二	小笠原清務	岡部精一	大塚保治	奧田義人
麻生正藏	井上頼圀	市村瓊治						
文學博士	醫學博士							
文學博士	文學博士							

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

博 物 學 邦 國 文 學 兒 童 研 究 英 語 及 英 文 學 倫 理 教 育 應 用 理 化 經 濟 英 語 西 洋 歷 史 英 語 西 洋 書 畫 茶 道 英 文 學 及 國 文 學 心 理 學 英 語 及 英 文 學 園 藝 學 美 術 史 國 文 學 倫 理 學 心 理 學 教 育 學

理學博士

藥學博士  
文學士

伯爵

文學博士

文學博士

渡 瀨 庄 三 郎

川 端 玉 章

吉 田 彌 平

高 島 平 三 郎

高 橋 一 知

成 瀨 仁 藏

長 井 長 義

中 隈 敬 藏

村 井 知 至

浮 田 和 民

ミ ス 、 グ リ ー ン

柳 澤 米

松 井 昇

松 浦 詮

松 浦 政 泰

松 本 亦 太 郎

ミ ス 、 フ ィ リ ッ プ ス

福 羽 逸 人

小 杉 榎 郎

麻 生 正 藏

同 同 同 同 同 同 同 囑託教師 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

日 生 同 同 西 茶 同 ヶ 國 英 英 體 國 教 比 和 漢 衛 教 國  
 本 生 同 同 洋 茶 同 ザ 國 英 英 體 國 教 比 和 漢 衛 教 國  
 料 花 同 同 料 道 同 ア 文 語 語 語 語 語 語 語 語 語 語 語 語 語 語  
 理 花 同 同 理 道 同 ザ 文 學 學 學 學 學 學 學 學 學 學 學 學 學 學 學  
 理 花 同 同 理 道 同 ザ 文 學 學 學 學 學 學 學 學 學 學 學 學 學 學 學

文學博士 醫學博士 文學博士

赤 見 柳 渡 山 松 村 頼 關 ミ 島 白 鹽 篠 ミ 三 三 三 湯 木  
 堀 島 澤 邊 崎 浦 松 母 根 ス、ヒ ヲ 井 井 田 セス、ミラ 輪 宅 宅 本 村  
 峯 文 佐 鎌 武 八 木 こ 正 ヲ 井 正 利 宅 宅 武 正  
 吉 茂 吉 吉 郎 恒 秀 直 ズ 祐 郎 男 英 龍 佐 秀 古 辭

同 同  
 務 務  
 任 任  
 務 務

琴 薙  
 刀

科 外 講 師

校 醫

東洋內科醫院長  
 耳鼻咽喉科病醫院長

醫學士  
 トクトル

井上哲次郎	神田乃武	田原良純	坪内雄藏	中濱東一郎	中川謙二郎	上田萬年	青山胤通	三上參次	高田耕安	小此木信六郎	前田園
醫學博士	男爵	醫學博士	醫學博士	醫學博士	醫學博士	醫學博士	醫學博士	醫學博士	醫學士		

# 附屬高等女學校規則

## 第一章 總則

第一條 目的 日本女子大學校附屬高等女學校は女子に須要なる高等普通教育を授くる所とす

第二條 地位 附屬高等女學校は小石川區目白臺高田豐川町日本女子大學校内に置く

## 第二章 科目 修業年限 學期休業

第三條 科目 附屬高等女學校の學科目は修身、國語、外國語(英又は佛)、歴史、地理、數學、理科、家事、裁縫、圖畫、音樂、體操とす

第四條 修業年限 附屬高等女學校の修業年限は五ヶ年とす

第五條 學年 學年は四月一日に始り翌年三月三十一日に終る

第六條 學期 學年を分て左の三學期とす

第一學期 四月一日より八月三十一日に至る

第二學期 九月一日より十二月三十一日に至る

第三學期 一月一日より三月三十一日に至る

第七條 定期休業は左の如し

夏季休業 七月十一日より九月十日に至る

冬季休業 十二月二十五日より一月七日に至る

春季休業 四月一日より同月九日に至る

第八條 定日休業は左の如し

日曜日

秋季皇靈祭

神嘗祭

天長節

新嘗祭

孝明天皇祭

紀元節

春季皇靈祭

皇后陛下御誕辰

本校創立紀念日

十月十七日

十一月三日

十一月二十三日

一月三十日

二月十一日

五月二十八日

### 第三章 學科課程 及 落 卒業

第九條 學科課程及時間配當表は左表の如し

#### 高等女學校學科課程及時間表

修 身	學 科	學 年	一週 時間
	人倫の要旨 作法	第一學年	一週 時間
二	全	第二學年	一週 時間
上	全	第三學年	一週 時間
二	全	第四學年	一週 時間
上	全	第五學年	一週 時間
二	全		
上			

國語	七	講讀、作文、習字	七全	上	五全	上	五全	文全	上	五全	上
外國語	五	讀方、譯解、會取、習字、文法	五全	上	五全	上	五全	上	五全	上	五全
歴史地理	二	本邦地理	二	外國地理	三	本邦史	二	外國史	三	外國	地、外、國、文、史
數學	二	算術	二全	上	二全	上	二	代數	二	幾何	幾、何
理科	二	植物、動物	二	動物、植物	二	化學、生理學	二	生理衛生	一	鑛物	鑛、物
家事					二	衣、食、住	二	看、病、簿、記、帳、家、計、理、經、濟、等			
裁縫	四	縫方、裁方	四全	上	四全	上	三全	上	三全	上	上
圖畫	一	自在畫	一全	上	二	自在畫	三全	上	二全	上	上
音樂	二	單音唱歌	二全	上	二	複音唱歌	二全	上	二全	上	上
體操	三	遊藝、普通體操	三全	上	三全	上	三全	上	三全	上	上
	三〇		三〇		三〇		三〇		三〇		

第十條 及落及卒業 生徒の及落及卒業は各科目平常の成績により教員會議の議を経て之を評定す  
 第十一條 證書授與 第四學年以下の各學年及第者には學年修業證書を授與し第五學年及第者には卒業證書を授與す



## 第四章 定員 入學 退學

第十二條 生徒の定員 附屬高等女學校の生徒定員は凡そ四百名とす

第十三條 入學期 定期入學は毎學年の始めより三十日以内に之を許可するも缺員ある時は第二學期及第

三學期の初め臨時入學を許可することあるべし

第十四條 入學資格 は年齢十二年以上にして高等小學校第二學年の課程を卒へ其校々長の證明書を入學

願書に添へて差出す者には第一學年級に無試験にて入學することを許可するも第二學年級以上に入學せんとする者は同程度の高等女學校より轉學する者の外凡て入學試験を施すものとす

但轉學者も校長の證明書を差出すべし

第十五條 入學書式 入學志願者は左の書式に従ひ入學願書及履歷書各一通を差出すべし

### 入 學 願 書

(用紙美濃紙)

本籍 縣府 國 郡市 區 町 村 番 地

華 士 族 平 民 何 某 何 姉 妹 女

何 年 誰 齡

右之者御校第何學年級へ入學仕度候間(無試験にて)(試験の上)御許可被成下度別紙履歷書相添へ此段御願上申上候也

右父兄

年 月 日

何

誰 印

日本女子大學校附屬高等女學校校長氏名殿

履 歴 書

(用紙美濃紙)

本籍 府 縣 市 郡 區 町 村 番 地

華士族平民何某  
姓何 姓女

何 誰

一 生年月日

一 生地

一 轉住(何歳より何歳迄何地に轉居す云々)

一 現在所

一 兩親の有無年齢

一 父兄の職業

一 何年何月より何年何月迄何學校にて第何學年修業中或卒業

一 何年何月より何年何月まで何地何誰に就き何學を修業す

一、一、

一 賞罰

右之通に候也

年 月 日

右父兄

何

誰 印

第十六條 在學證書 入學の許可を得たる者は左の書式に従ひ在學證書を差出すへし

在 學 證 書

(用紙美濃紙)

印收二  
紙入錢

現 住 所  
本 籍 所  
縣 府 國 郡 市 區 町 村 番 地

華 士 族 平 民 何 某 何 某 姉 女 妹 女

何 誰 誰 年 齡

右之者今般御校へ入學御許可相成候に付ては同人在學中御校規を堅く相守らせ候は勿論同人に  
係る一切の事柄は拙者に於て引受け可申候仍て保證書如斯に候也

但拙者轉居或は改印の節は速に御届可申候也

年 月 日

現 住 所  
本 籍 族  
保 證 人 何

生 年 月 日 誰 印

日本女子大學校附屬高等女學校長氏名殿

第十七條 保證人資格 保證人は三十歳以上にして東京市内に一家計を立て被保證生徒の監督をなし全人の身分に關し一切の事柄に責を負ひ得べき者たるを要す

但し郡部在住者と雖も本校の見込により保證人たることを承認すへし

第十八條 代理保證人 保證人長く旅行する時は豫め相當の代理保證人を定め本校へ届出へし  
第十九條 保證人の變更 保證人の死去又は轉住の節は直に第十七條の資格を有する人を以て之に代へ改

めて在學證書を差出すへし

第二十條 左の各號の一に該當する者には退學を命ず

一 性行不良にして改善の見込なしと認めたる者

一 學力劣等にして成業の見込なしと認めたる者

一 體質虛弱にして成業の見込なしと認めたる者

一 引續き一箇年以上缺席したる者

一 正當の事由なくして引續一箇月以上缺席したる者

第二十一條 退學願 退學せんと欲するものは保證人連署して其の理由を認めたる退學願書を差出し校長の認可を待へし

### 第五章 入寮

第二十二條 入寮 本校の寮舎(寄宿舎)に入寮せんと欲する者は左の書式に従て入寮願書を差出すへし

入 寮 願

住 所

何 學 年 生

姓

名

右御校へ入校御許可の上は入寮被致度此段御願申候也

族 籍  
右 父 兄

何

誰 印

年 月 日

日本女子大學校附屬高等女學校氏名殿

## 第六章 學 費

第二十三條 附屬高等女學校生徒は左の學費を納むべし

但既納學費は何等の事情あるも返附せず

一 定期受験料 金壹圓 入學願書に添へて差出すべし

一 臨時受験料 金壹圓五拾錢 全前

一 入 學 料 金貳圓 在學證書に添へて差出すべし

一 授業料 は一學年金貳拾貳圓とし左の割合にて毎學期始め五日以内に分納すべし

第一學期金八圓 第二學期金八圓 第三學期金六圓

但事情により毎月始めに分納することを許可することあるべし

一 校 費 は一學年金五圓五拾錢とし左の割合にて毎學期の始め五日以内に分納すべし

第一學期金貳圓 第二學期金貳圓 第三學期金壹圓五拾錢

但事情により毎月始めに分納するとを許可することあるべし

第二十四條 寮生は左の寮費を毎月前納すべし

但時價の高低に依り増減することあるべし

寮費 金五拾錢 食料 金六圓

本 校 職 員 (イロハ順)

校 長

成 瀬 仁 藏



教 庶 庶 同 同 同 同 同 同 同 同 同  
 務 務 務 務 務 務 務 務 務 務 務  
 主 主 主 主 主 主 主 主 主 主 主  
 務 務 任 任 任 任 任 任 任 任 任

數 學、英 語  
 國 語、修 身  
 英 語  
 國 語  
 體 操、音 樂  
 理 科、數 學、體 操、英 語  
 國 語  
 歷 史、地 理、體 操  
 英 語、體 操

佐 野 篤  
 三 輪 田 眞  
 三 宅 冬 次  
 鹽 井 正 男  
 白 井 規 矩  
 平 野  
 弘 田 由 己  
 雛 田 千 尋  
 平 野 5  
 塘 野 太 め  
 八 木 茂 郎  
 見 玉 都 樾

東京市小石川區高田豐川町十八番地

# 日本女子大學校

(電話番町七七〇)



日本女子大學校規則

第一章 總則

第一條 本校は本部の女子に適當なる高等の學識を授け、日頃の社會に順應して其職務を充たすの取たり良妻賢母たるべき者と養成する所とす

第二條 本校は日本女子大學校と稱す

第三條 本校は東京市小石川區高田馬場川町に設く

第四條 本校に附屬高等女學校附屬小學校附屬幼稚園を附設す

但し附屬高等女學校のみを附設し漸次擴充に増設するものとす

第五條 學科を分て文部學部、英文學部とす

第六條 學科を分て普通學科、英語學科とし本科を分て家政部、文學部、教育部、體育部、美術部、音樂部、理科とす

但し當分本科に於ては家政文學の兩學部を設けし時宜に應じて他學部に及ぼすものとす

第七條 家政部及文學部の科目は左の如し

第一 家政學部の科目

必修科目 倫理及社會學、心理及教育、生理及衛生、應用理科、家政及藝術、經濟及法例、美術史、體操

選修科目 國文、漢文、英語、佛語、歷史、哲學及哲學史、教授法、音樂、圖書

第二 文學部を分て國文學部、英文學部の二種とす

國文學部の科目

必修科目 倫理及社會學、心理及教育、國文、漢文、美術史、哲學及哲學史、歷史、體操

選修科目 生理及衛生、應用理科、家政及藝術、經濟及法例、教授法、音樂、圖書

英文學部の科目

必修科目 倫理及社會學、心理及教育、英語、國文、美術史、哲學及哲學史、歷史、體操

選修科目 生理及衛生、應用理科、家政及藝術、經濟及法例、教授法、音樂、圖書

但し附屬高等女學校附屬小學校附屬幼稚園に在る學生は各學部共通分を缺く

第八條 本校各學部の修業年限の最短期を三ヶ年とし生徒の事情に依り在學年限を延長することを得

第九條 學年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第十條 學年を分て左の三期とす

第一期 四月十日より七月十日に至る

第二期 九月十一日より十二月二十四日に至る

第三期 一月八日より三月三十一日に至る

夏季休業 七月十一日より九月十日に至る

冬季休業 十二月二十五日より一月七日に至る

春季休業 四月一日より同月九日に至る

夏季休業 七月十一日より九月十日に至る

冬季休業 十二月二十五日より一月七日に至る

春季休業 四月一日より同月九日に至る

夏季休業 七月十一日より九月十日に至る

冬季休業 十二月二十五日より一月七日に至る

春季休業 四月一日より同月九日に至る

夏季休業 七月十一日より九月十日に至る

冬季休業 十二月二十五日より一月七日に至る

春季休業 四月一日より同月九日に至る

夏季休業 七月十一日より九月十日に至る

冬季休業 十二月二十五日より一月七日に至る

春季休業 四月一日より同月九日に至る

夏季休業 七月十一日より九月十日に至る

冬季休業 十二月二十五日より一月七日に至る

春季休業 四月一日より同月九日に至る

夏季休業 七月十一日より九月十日に至る

冬季休業 十二月二十五日より一月七日に至る

春季休業 四月一日より同月九日に至る

夏季休業 七月十一日より九月十日に至る

冬季休業 十二月二十五日より一月七日に至る

春季休業 四月一日より同月九日に至る

夏季休業 七月十一日より九月十日に至る

冬季休業 十二月二十五日より一月七日に至る

春季休業 四月一日より同月九日に至る

英文學部學科課程及時間表

Table with columns for subject (科目), semester (學年), and credit (時數). Lists subjects like English, History, and Science across four semesters.

家政學部學科課程及時間表

Table with columns for subject (科目), semester (學年), and credit (時數). Lists subjects like Home Economics, Psychology, and Art across four semesters.

國文學部學科課程及時間表

Table with columns for subject (科目), semester (學年), and credit (時數). Lists subjects like Japanese Literature, History, and Education across four semesters.

Table with columns for subject (科目), semester (學年), and credit (時數). Lists subjects like Psychology, Education, and English across four semesters.

第五章 及落卒業

第十五條 生徒の及落は各科目平常の成績により教員會議の議決を以て之とす

第十六條 生徒の卒業は各科目平常の成績と卒業論文とを参照し教員會議の議決を以て之とす

第十七條 本科卒業の者には本科卒業證書を授與す

第十八條 定期入學は毎學年の始まり一回とす

第十九條 生徒に欠負ある時は試験の上臨時入學を許可することを得

第二十條 無試験にて本科に入學し得べきものは身體健全品行方正年齢十七歳以上にして左の資格の一を有するものとす

但し英文學部に入學するものは本校英語學科を卒業したるもの外は英語の試験を課す

本校附屬高等女學校卒業生

一 修業年限五ヶ年の官公立高等女學校の卒業生

一 附屬高等女學校卒業生

一 修業年限四ヶ年の高等女學校卒業後一ヶ年以上専攻科又は補習科を修めたるもの

但し本項に該當する入學志願者は學力を檢定することを得

第二十一條 專門學校入學者は定規により試験に合格し尙一年以上の學歴を有するものは特別試験を行ひ入學を許可す

第二十二條 入學志願者は左の書式に従ひ入學願書及履歷書各一通を提出す

Application form for admission, including fields for name, address, and date.

Form for current residence (現住所) and family information.

Form for guarantor (保証人) information, including name and address.

Form for guarantor (保証人) information, including name and address.

Form for guarantor (保証人) information, including name and address.

Form for guarantor (保証人) information, including name and address.

Form for guarantor (保証人) information, including name and address.

Form for guarantor (保証人) information, including name and address.

Form for guarantor (保証人) information, including name and address.

Form for guarantor (保証人) information, including name and address.

第八章 特待生

第三十一條 本校本科第二級以上の本科生にして品行善良なるか又は學力優等なる者は前學年の成績に依り教員會議の議を經て特待生となし次學年の授業料を免除することを得

第三十二條 各學部若くは英語學科の一科目又は數科目を履修せんと欲する者は各該科目に對する學力に依り特待生として入學を許可す

但し特待生は必ず倫理科を履修すべしものとす

第三十三條 特待生は品行方正身體健全年齢十七歳以上にして所習科目の學力を檢定し該科目を修むるに堪ふると認めたる者に限り之を許す

但し第二十二條の無試験入學の資格を有する者は此限に及ばず

第三十四條 入學の許可を得たる者は左の書式に従ひ在學願書と提出すべし

右之者今般御校へ入學御許可相成候に付ては同人在學中御校規を堅く相守らせ候は勿論同人に係る一切の事項は拙者に於て御引受け可申候也

但し拙者轉居成は改印の節は速に御届可申候

第三十四條 普通科に於て所定科目と正當に學習したる者には學費より一層高等の學科を修得すべし。本校の規程則は凡て之を普通科に適用す。  
第三十五條 本校の規程則は凡て之を普通科に適用す。  
第三十六條 入學書類に附帯する書類は本校に提出す。

### 第十章 研究所

第三十七條 研究所は本校卒業生及び理科修了生にして普通科一層高等の學科を修得し得る者の爲めに設けらるべきものなり。  
第三十八條 研究所の修業年限は三年以内とする。  
第三十九條 研究所生は本校所定の科目中から研究題目と題して指導教授指導の下に之を研究するものなり。  
第四十條 研究所生は校長の許可を得たる者の爲み本科の講義に出席義務を負ふことを得。  
第四十一條 研究所の爲め特別に講義を開設することを得。  
第四十二條 所定科目の研究の結果を提出せし者は校長の上で證明書と授く。  
第四十三條 本校の規程則は凡て之を研究所に適用す。

### 第十一章 豫科

第四十四條 本科に入學せんと欲するも學業の不足なるものゝ爲に普通科科及以て英語科を置く。  
第四十五條 普通科科の修業年限は一十年とし英語科科の修業年限は二十年とす。  
第四十六條 無試験にて豫科に入學し得べきものは身体健全品行方正年齢十八歳以上にして左の資格の一と若する者とし其他は修業年限四十年の高等女學校卒業の程度に依り修身國語歴史地理算學理科音楽美術體育の科目に就て試験を行ふ。  
一、修業年限四十年以上の官公立高等女學校卒業生  
二、專門學校入學者檢定規程により無試験檢定を受ける資格を有する者  
三、四年學校入學檢定合格證書を有する者  
四、修業年限五十年の官公立高等女學校第四學年を終了したる者  
五、本校に於て修業年限四十年の高等女學校同等以上と認められたる學校の卒業生  
第四十七條 普通科科、英語科科の學科課程及教授時間は左の如し

### 普通科科

學科	第一學年	第二學年	第三學年
合計	二六	二六	二六
國語	一〇	一〇	一〇
英語	一	一	一
算術	二	二	二
理科	二	二	二
歴史	二	二	二
地理	二	二	二
公民	二	二	二
美術	二	二	二
音楽	二	二	二
體育	二	二	二
職業科	二	二	二
英語科	二	二	二
合計	二六	二六	二六

### 英語科科

學科	第一學年	第二學年	第三學年
合計	二六	二六	二六
英語	二	二	二
國語	一	一	一
算術	二	二	二
理科	二	二	二
歴史	二	二	二
地理	二	二	二
公民	二	二	二
美術	二	二	二
音楽	二	二	二
體育	二	二	二
職業科	二	二	二
英語科	二	二	二
合計	二六	二六	二六

第四十八條 本校の規程則は凡て之を普通科科及以て英語科科に適用す。  
第四十九條 豫科を修了したる者は修業證書を授與す。  
第五十條 入學書類に附帯する書類は本校に提出す。

### 第十二章 科外講義

第五十一條 科外講義は正科講義の參考資料に供せんが爲に開設するものなり。  
第五十二條 科外講義は毎月臨時に之を開設するものなり。  
第五十三條 科外講義の講義料は外費として臨時に規定するものなり。  
第五十四條 本校の生徒たるは校外者たることを認めず凡て科外講義に出席せんと欲する者は之を以て認許せしむべし。  
第五十五條 認許料は校長の裁量に依り規定す。  
第五十六條 既納の認許料は返還せしむべし。

### 第十三章 學費

第五十七條 入學の許可を得たる者は入學料金銀圓を在學期間中に返して納むべし。  
第五十八條 在學料金は一月毎に納付せしむべし。  
第五十九條 在學料金は毎月納付することを許可するものなり。  
第六十條 在學料金は毎月納付することを許可するものなり。  
第六十一條 既納の學費は返還せしむべし。  
第六十二條 在學料金は毎月納付することを許可するものなり。  
第六十三條 在學料金は毎月納付することを許可するものなり。  
第六十四條 在學料金は毎月納付することを許可するものなり。  
第六十五條 在學料金は毎月納付することを許可するものなり。  
第六十六條 在學料金は毎月納付することを許可するものなり。

### 第十四章 寮規

第六十七條 本校の寮は凡て本校の目的を達成し教育の令を得たる者にして寮生活に必要なるものなり。  
第六十八條 寮生活に必要なるものは寮生活に必要なるものなり。  
第六十九條 寮生活に必要なるものは寮生活に必要なるものなり。  
第七十條 寮生活に必要なるものは寮生活に必要なるものなり。  
第七十一條 寮生活に必要なるものは寮生活に必要なるものなり。  
第七十二條 寮生活に必要なるものは寮生活に必要なるものなり。  
第七十三條 寮生活に必要なるものは寮生活に必要なるものなり。  
第七十四條 寮生活に必要なるものは寮生活に必要なるものなり。  
第七十五條 寮生活に必要なるものは寮生活に必要なるものなり。  
第七十六條 寮生活に必要なるものは寮生活に必要なるものなり。  
第七十七條 寮生活に必要なるものは寮生活に必要なるものなり。  
第七十八條 寮生活に必要なるものは寮生活に必要なるものなり。  
第七十九條 寮生活に必要なるものは寮生活に必要なるものなり。  
第八十條 寮生活に必要なるものは寮生活に必要なるものなり。

第六十七條 本校は寮生活の衛生を可なり病者ある時は之を診察し寮生活の衛生に必要なる取扱をすべし。  
第六十八條 寮生活に必要なるものは寮生活に必要なるものなり。  
第六十九條 寮生活に必要なるものは寮生活に必要なるものなり。  
第七十條 寮生活に必要なるものは寮生活に必要なるものなり。  
第七十一條 寮生活に必要なるものは寮生活に必要なるものなり。  
第七十二條 寮生活に必要なるものは寮生活に必要なるものなり。  
第七十三條 寮生活に必要なるものは寮生活に必要なるものなり。  
第七十四條 寮生活に必要なるものは寮生活に必要なるものなり。  
第七十五條 寮生活に必要なるものは寮生活に必要なるものなり。  
第七十六條 寮生活に必要なるものは寮生活に必要なるものなり。  
第七十七條 寮生活に必要なるものは寮生活に必要なるものなり。  
第七十八條 寮生活に必要なるものは寮生活に必要なるものなり。  
第七十九條 寮生活に必要なるものは寮生活に必要なるものなり。  
第八十條 寮生活に必要なるものは寮生活に必要なるものなり。

入寮願書

何學部何年生 姓 名

右御校へ入學許可の上は入寮爲度取戻相願候也

年月日 右父兄者、保人、何 謹印

日本女子大學校長氏名殿

### 生徒心得

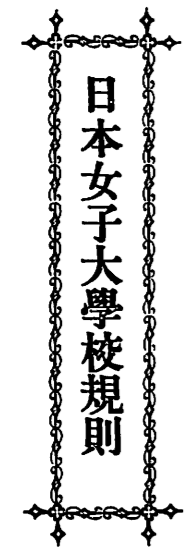
本校の生徒たる者の本願は自己の品性能力を培養することを得べし。一、教育の目的を以て自ら勉勵せしむるべし。二、修身の道に於て自ら勉勵せしむるべし。三、學業の進歩に自ら勉勵せしむるべし。四、社交の道に於て自ら勉勵せしむるべし。五、職業の道に於て自ら勉勵せしむるべし。六、生活の道に於て自ら勉勵せしむるべし。七、精神の道に於て自ら勉勵せしむるべし。八、身体の道に於て自ら勉勵せしむるべし。九、金銭の道に於て自ら勉勵せしむるべし。十、名譽の道に於て自ら勉勵せしむるべし。十一、地位の道に於て自ら勉勵せしむるべし。十二、權力の道に於て自ら勉勵せしむるべし。十三、富貴の道に於て自ら勉勵せしむるべし。十四、榮華の道に於て自ら勉勵せしむるべし。十五、尊嚴の道に於て自ら勉勵せしむるべし。十六、美譽の道に於て自ら勉勵せしむるべし。十七、威風凛凛の道に於て自ら勉勵せしむるべし。十八、威風凛凛の道に於て自ら勉勵せしむるべし。十九、威風凛凛の道に於て自ら勉勵せしむるべし。二十、威風凛凛の道に於て自ら勉勵せしむるべし。

本校職員 (40名) 願

職名	姓名
校長	成井 義一
教頭	成井 義一
主任	成井 義一
庶務	成井 義一
會計	成井 義一
文書	成井 義一
圖書	成井 義一
理科	成井 義一
英語	成井 義一
算術	成井 義一
歴史	成井 義一
地理	成井 義一
公民	成井 義一
美術	成井 義一
音楽	成井 義一
體育	成井 義一
職業	成井 義一
英語科	成井 義一
合計	成井 義一

科外講師

科名	講師
英語	成井 義一
算術	成井 義一
歴史	成井 義一
地理	成井 義一
公民	成井 義一
美術	成井 義一
音楽	成井 義一
體育	成井 義一
職業	成井 義一
英語科	成井 義一
合計	成井 義一



## 日本女子大學校規則

東京小石川區高田町十八番地

39年二月十七日

226124

38年十一月十日 226124 包封

2298

# 日本女子大學校規則

兼 附屬高等女學校規則、附屬豊明小  
學校規則、附屬豊明幼稚園規則

# 日本女子大學校規則

## 第一章 總則

第一條 本校は本邦の女子に適當なる高等の學藝を授け能く日進の社會に順應して其職務を完ふするの淑女たり良妻賢母たるべき者を養成する所とす

第二條 本校は日本女子大學校と稱す

第三條 本校は東京市小石川區高田豐川町に置く

第四條 本校に附屬高等女學校附屬小學校附屬幼稚園を附設す

## 第二章 學科 科目 修業年限

第五條 學科を分て豫科、本科、研究科とす

第六條 豫科を分て普通豫科、英語豫科とし本科を分て家政部、文學部、教育部、體育部、美術部、音樂部、理科部とす

但し當分本科に於ては家政文學教育の三學部を設置し時宜に應じて他の學部に及ぼすものとす

第七條 家政學部、文學部及教育學部の科目は左の如し

### 第一 家政學部

必修科目 倫理及社會學、心理及教育、生理及衛生、應用理化、經濟、國文、英語、料理、體操

選修科目 應用博物、歴史、美術史、法制、禮法、園藝

隨意科目 哲學及哲學史、漢文、國文、音樂、圖畫

第二 文學部を分て國文學部、英文學部の二種とす

一 國文學部

必修科目 倫理及社會學、心理及教育、國文、漢文、歷史、英語、料理、體操

選修科目 哲學及哲學史、生理及衛生、應用理化、歷史、美術史、料理

隨意科目 應用博物、法制經濟、音樂、圖畫

一 英文學部

必修科目 倫理及社會學、心理及教育、英語、國文、歷史、料理、體操

選修科目 哲學及哲學史、漢文、生理及衛生、美術史、園藝、料理

隨意科目 應用理化、法制、音樂、圖畫

第三 教育學部を分て二部とす

第一部

必修科目 倫理及社會學、心理及教育、數學及理化、英語、手工、體操

隨意科目 國文學、音樂

第二部

必修科目 倫理及社會學、心理及教育、博物、英語、手工、體操

隨意科目 國文學、音樂

第八條 本校各學部の修業年限の最短期を三ヶ年とし生徒の事情に依り在學年限を延長することを得

第三章 學年 學期 休日

第九條 學年は四月一日に始り翌年三月三十一日に終る

第十條 學年を分て左の三學期とす

第一學期 四月十日より七月十日に至る

第二學期 九月十一日より十二月二十四日に至る

第三學期 一月八日より三月三十一日に至る

第十一條 定季休業は左の如し

夏季休業 七月十一日より九月十日に至る

冬季休業 十二月二十五日より一月七日に至る

春季休業 四月一日より同月九日に至る

第十二條 定日休業は左の如し

日曜日

秋季皇靈祭

神嘗祭

十月十七日

天長節

十一月三日

新嘗祭

十一月廿三日

孝明天皇祭

一月三十日

紀元節

二月十一日

春季皇靈祭

皇后陛下御誕辰

五月廿八日

本校創立紀念日

四月二十日

### 第四章 授業時間 學科課程

第十三條 教授時間は各學年を通じて必修科、選修科(第一第二學年は少くとも二科目第三學年は一科目)

隨意科を合せて一週二十八時間以内とす *任意科を合せて一週二十八時間以内とす*

第十四條 各學部の學科課程及時間配當は左表の如し

家政學部

選	必修科目										科目	學年	授業時間	
	體操	料理	英語	國文	經濟	應用理化	生理及衛生	心理及教育	倫理及社會學	科目				
應用博物	計													
二應用博物	二三	二	六	五	二		二	二	二	二	二	倫實	第一學年	
		習題體操、遊戲、容儀、教育體操、容儀、體操	西日本料理	講讀、文法	作文、學概、文論		二應用理化學	二生理學	二心理學	二倫理學	二實踐倫理			
	二三	二	六	五		二	二	二	二	二	二		第二學年	
		同	同	同		二	二	二	二	二	二			
		上	上	上		二	二	二	二	二	二			
	一九	二	六	五			二		二	二	二		第三學年	
		同	同	同			二		二	二	二			
		上	上	上			二		二	二	二			
									兒童研究	家庭研究	社會教育	實踐倫理		

必	科目		隨 意 科 目					修 科 目				
	倫理及社會學	學年	圖	音	國	漢	哲	園	禮	法	美	歷
二	授業時間	第一學年	衛	樂	文	文	學及哲學史	藝	法	制	術史	史
倫	第一學年				二	一		一		一	一	一
實	授業時間	第二學年						禮		本邦美術史	西	洋
踐	第二學年							法		二	西	洋
倫	授業時間	第三學年			一	二	一	同		西洋美術史	一	西
學	第三學年							上			西	洋
二	授業時間							上			一	西
同	第三學年							二	二		西	洋
上	授業時間							園	一	法	一	西
二	第三學年							藝	同	制	西	洋
應	第三學年							上			史	史
用												
社												
會												
學												

國 文 學 部



科 修 選                      目                      科                      修

美 術 史	歷 史	應 用 理 化	生 理 及 衛 生	哲 學 及 哲 學 史	計	體 操	料 理	英 語	歷 史	漢 文	國 文	心 理 及 教 育
一 本 邦 美 術 史	一 西 洋 史	二 應 用 理 化 學	二 生 理	一 哲 學 總 論	二 五	二 <small>普通體操、遊戲體操、 教育體操、容儀體操</small>	三 理 論、 實 習	五 講 讀、 文 法	二 國 史	二 經 書、 史 文 講 讀	七 <small>散文、美文、講讀、文 典、作文、作歌、文學史</small>	二 心 理 學
二 西 洋 美 術 史	一 同 上	二 同 上	二 衛 生	一 哲 學 史	二 三	二 同 上		五 同 上	二 同 上	二 同 上	八 同 上、 修 辭 學 <small>作文、作歌</small>	二 保 教 育 學 學
	一 同 上	二 同 上			二 三	二 同 上		五 同 上	二 同 上	二 同 上	七 <small>散文、美文、講讀 文學史、作文、作歌</small>	二 童 兒 家 庭 研 究 育

# 英文學科

必修科					科目	學年	授業時間
歷史	國文	英語	心理及教育	倫理及社會學			
西洋史	講讀、時文	散文、美文、講讀 作文、文典	心理學	實踐倫理學	第二學年	二	
同上	翻譯學	同辭學、作文上	教育學	同上	第三學年	二	
同上	翻譯	同文學史、作文上	兒童研究	家庭教育	實踐社會學	二	

目	科	意	隨	目
圖畫	音樂	法制經濟	應用博物	料理
			二	
		二經		二
		濟		
		二法		二
		制		

隨 意 科 目				選 修 科 目							目	
圖	音	法	應	料	園	美	生	淡	哲	計	體	料
畫	樂	制	用	理	藝	術	理	文	學		澡	理
			化			史	及		及	二	二	三
			二				生	二	一	二	二	實
							理	經	哲	四	教	理
								書	學		育	論
								、	總		體	習
								史	論		操	論
			二			二	二	文	一	二	遊	
				二		西	衛	講	哲	二	藝	
						洋	生	讀	學	一	操	
						美	上	上	史	二	探	
						術				二	探	
						史				二		
										〇		
		二	二	二	二						二	
		法			園						同	
		制			藝						上	



第五章 及落 卒業

第十五條 生徒の及落は各科目平常の成績により教育會議の議決を以て之を評定す  
第十六條 生徒の卒業は各科目平常の成績と卒業論文を(と)参照し教員會議の議決を以て之を評定す  
第十七條 本科卒業の者には左式の卒業證書を授與す

5/1

校 印

姓 名

本校何々學部所定の學科を修め正に其業を卒へたり仍て之を證す

教 授 姓 名 印

(當該學部擔任教授署名す)

各教授の證明に徴し此證書を授與す

明治 年 月 日

日本女子大學校

校 長 氏 名 印  
學 監 氏 名 印

印

第六章 入學 在學

第十八條 定期入學は每學年の始め一回とす

但し豫科には缺員を生したる場合臨時入學を許すことあるべし

第十九條 無試験にて本科に入學し得べきものは身體健全品行方正年齢十七歳以上にして左の資格の一を有する者とす

但し英文學部に入學するものは本校英語豫科を卒業したるもの、外は英語の試験を課す

一 本校豫科修了生

一 本校附屬高等女學校卒業生

一 修業年限五ヶ年の官公私立高等女學校の卒業生

一 師範學校卒業生

一 修業年限四ヶ年の高等女學校卒業後一ヶ年以上専攻科又は補習科を修めたるもの

但し本項に該當する入學志願者は學力を檢定することあるべし

第二十條 専門學校入學者檢定規程により試験に合格し尙一ヶ年以上の學歴を有するものは特別試験を行

ひ入學を許可す

第二十一條 入學志願者は左の書式に従ひ入學願書及履歷書各一通を差出すべし

(用紙美濃紙)

入學願書

無試験入學志願者は「試験の上」を略し  
受験入學者は「無試験にて」を略すべし

本籍 縣 府 國 郡 市 區 村 町 番 戶 地

華 士 族 平 民 何 某 姉 何 妹 女

何 誰

生 年 月 日

私儀御校何學部へ入學仕度候間「無試験にて」「試験の上」御許可被下度別紙履歷書相添へ此段  
相願候也

年 月 日

右

何

誰印

日本女子大學校長氏名殿

(用紙美濃紙)

履 歷 書

本 籍 府 縣 國 郡 市 區 町 村 番 戶 地

華 士 族 平 民 何 某 姉 妹 女

何

誰

一 生 年 月 日

一 生 地

一 轉 住 (何 歲 よ り 何 歲 迄 何 地 に 轉 居 す 云 々)

一 現 住 所

一 兩 親 の 有 無 年 齡

一 父 兄 の 職 業

一 何 年 何 月 何 日 何 年 何 月 迄 何 學 校 に て 第 何 學 年 修 業 中 或 は 卒 業

一 何 年 何 月 何 日 何 年 何 月 迄 何 地 何 誰 に 就 て 何 學 を 修 業 す

一 、 、 、

一賞罰  
右之通に候也

年 月 日

右 何

誰

第二十二條 入學の許可を得たる者は左の書式に従ひ在學證書を差出すべし

(用紙美濃紙)

在學證書

現住所

本籍 縣府 國 郡市 區 町 番 戶地

華 士 族 平 民 何 某 姉 何 妹 女

何 誰

三 收 印  
紙 入 錢

生 年 月 日

右之者今般御校へ入學御許可相成候に付ては同人在學中御校規を堅く相守らせ候は勿論同人に係る一切の事柄は拙者に於て引受可申候也  
但拙者轉居或は改印の節は速に御届可申候也

現住所  
本籍  
職 業

年 月 日

保 證 人 何

生 年 月 日 誰 印

日本女子大學校長氏名殿



第二十三條 保證人は年齢三十歳以上にして東京市内に一家計を立て被保證生徒の監督をなし同人の身分に關し一切の事柄に責を負ひ得べき者たるを要す

但し郡部在住者と雖も本校の見込により保證人たることを承認すべし

第二十四條 保證人長く旅行する時は豫め相當の代理保證人を定め本校へ届出べし

第二十五條 保證人の死去又は轉住の節は直に第二十三條の資格を有する人を以て之に代へ改めて在學證書を差出すべし

## 第七章 退學 休學

第二十六條 左の各號の一に該當する者には退學を命ず

一、性行不良にして改善の見込なしと認めたる者

二、學力劣等にして成業の見込なしと認めたる者

三、引續き一箇年以上缺席したる者

四、正當の事由なくして引續き一箇月以上缺席したる者

第二十七條 退學せんと欲するものは保證人連署して其理由を認めたる退學願書を差出し校長の許可を得べし

第二十八條 生徒の疾病其他止を得ざる事故の爲め三ヶ月以上修學し能はずと認むる時は豫め其許可を得て一學年以内の休學をなすことを得

第二十九條 休學期限内と雖も休學の事故止む時は休學を解除し原級に復せしむ

## 第八章 特待生

第三十條 本校本科第二等級以上の本科生にして品行善良なるか又は學力優等なる者は前學年の成績に依り教員會議の議を経て特待生となし次學年の授業料を免除することあるべし

## 第九章 選科生

第三十一條 各學部若くは英語豫科の一科目又は數科目を選修せんと欲する者あるときは教授上の差支なき場合に限り選科生として入學を許可す

但選科生は必ず倫理科を兼修すべきものとす

第三十二條 選科生は品行方正身體健全年齢十七歳以上にして所選科目の學力を査定し該科目を修むるに堪ふると認めたる者に限り之を許す

但し第十九條の無試験入學の資格を有する者は此限にあらず

第三十三條 選科生にして所選科目を正當に學習したる者には望により證明書を授與すべし

第三十四條 本校の諸規則は凡て之を選科生に適用す

第三十五條 入學願書履歷書等の書式は本科に準ず

## 第十章 研究科

第三十六條 研究科は本科卒業生及び選科修了生にして尙進で一層高等の學藝を修めんとする者の爲めに設くるものとす

第三十七條 研究科の修業年限は三ヶ年以内とす

第三十八條 教育研究科の課程及時間配當は左表の如し

# 教育研究科課程及時間表

目科修選		目 科 修 必						科目	學期	授業時間
圖 習 英	書 字 語	計	體 操	實 地 練 習	音 樂	教 授 法	教 育 學			
二	二	二	二		二	八	七	二	第一期	
	二一五		普通體操、 遊戲體操、 容儀體操		樂唱 器練 習歌	保管教 育理授 法法法	教論應 育理心 原心理 理學學	修實 身踐 教倫 授法 理理	第一期	
二	二	二〇	二	同	二	八	六	二	第二期	
	二一五		上		上	上	教教 育育 法法 令史	上	第二期	
二	二	二	二	一五	二		一	二	第三期	
	二一五		同	附屬學校幼 園實地授 業	同		教當 育今 問內 題外 の	上	第三期	

第三十九條 家政國文英文三學部の研究科生は本校所定の科目中に就き研究題目を選び擔當教授指導の下

に之を研究するものとす

第四十條 研究科生は校長の許可を得参考の爲め本科の講義に出席傍聽することを得

第四十一條 研究科の爲め特に講義を開設することあるべし

第四十二條 所選題目研究の結果を提出せる者には按檢の上證明書を授く

第四十三條 本校の諸規則は凡て之を研究科に適用す

## 第十一章 豫科

(豫科制は明治三十一年)

第四十四條 本科に入學せんと欲するも素養の不足なるもの、爲に普通豫科及び英語豫科を置く

第四十五條 普通豫科の修業年限は一ケ年とし英語豫科の修業年限は二ケ年とす

第四十六條 無試験にて豫科に入學し得べきものは身體健全品行方正年齢十六歳以上にして左の資格の一を有する者とし其他は修業年限四ケ年の高等女學校卒業の程度に依り修身國語歴史地理數學理科家事裁縫圖書音樂の科目に就て試験を行ふ

一、修業年限四ケ年以上の官公私立高等女學校卒業生

一、専門學校入學者檢定規程により無試験檢定を受くる資格を有する者

一、専門學校入學試験檢定合格證書を有する者

一、修業年限五ケ年の官公私立高等女學校第四學年を修了したる者

一、本校に於て修業年限四ケ年の高等女學校同等以上と認めたる學校の卒業生

第四十七條 普通豫科、英語豫科の學科課程及時間配當は左の如し

## 普通豫科

英語豫科

學	倫	國	漢	英	歷	理	數	體	裁	計
科	理	語	文	語	史	科	學	操	縫	
教授時間	實踐倫理	講讀、作文	文典、作文	音讀、譯解、會話	西洋史	物理、化學、天文、地質	代數	遊藝、體操	縫方、裁方、繕方	
	一	九	五	二	三	二	三	三	(三)	二八
									隨意科となすことを得	

倫	學科	學年	時間	第一學年	時間	第二學年	上
理			教授	一	教授	二	上
一				實踐倫理			
一				同			

英 語	體 操	二 四 以 內	音 讀、譯 解、會 話、書 取、習 字
	普 通 體 操	三	以 內
計		二 八	音 讀、譯 解、會 話、書 取、 文、翻譯、文 典
		二 八	同 上

第四十八條 本校の諸規則は凡て之を豫科に適用す

第四十九條 豫科を修了したる者には修業證書を授與す

第五十條 入學願書履歷書等の書式は本科に準す

### 第十二章 科外講演

第五十一條 科外講演は正科學習の參考補缺に供せんが爲に開設するものとする

第五十二條 科外講演は毎月臨時に之を開設するものとする

第五十三條 専門の大家を聘して科外講師に囑託するのみならず臨時諸名家の出演を乞ふことあるべし

第五十四條 本校の生徒たると校外者たることを問はず凡て科外講演に出席せんと欲する有志者を以て聽

講者とす

第五十五條 聽講者たらんと欲する者は聽講料を前納せしむることあるべし

但し聽講料は講演の長短に依て規定すべし

### 第十三章 學 費

第五十六條 受験入學志願者は左の規定に従ひ受験料を入學願書に添へて納むべし

一 定期受験入學者 金壹圓五拾錢

一 臨時受験入學者 金貳圓

第五十七條 入學の許可を得たる者は入學料金貳圓を在學證書に添へて納むべし

第五十八條 授業料は一學年金貳拾七圓五拾錢とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 拾圓 第二學期 拾圓 第三學期 七圓五拾錢

但事情に依り毎月始めに分納することを許可することあるべし

第五十九條 校費は一學年金五圓五拾錢とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 貳圓 第二學期 貳圓 第三學期 壹圓五拾錢

但し事情に依り毎月初めに分納することを許可することあるべし

第六十條 樂器演習をなす者は左の使用料を毎月初めに前納すべし

一 オルガン使用料金五拾錢以上

一 ピアノ使用料金壹圓以上

第六十一條 既納の學費は何等の事情あるも返附せず

## 第十四章 寮 規

第六十二條 本校の寮生たる者は克く本校の目的を會得し教職員の命を奉じ長幼相助け親和を旨とし自奮自脩の精神を以て何事にも相一致して家庭同様の共同生活を營むべきは勿論事々に秩序を保ち時間を守り言語動作を快活優美にして殊に精神の脩養身體の健康に注意すべし

第六十三條 本校生徒中に希望者ある時は洋風の寮舎に於て外國教師監督の下に西洋家庭の風を學ばしむ但し上級生徒の希望者を順次に入寮せしむるものとす

第六十四條 上級寮生をして順番に主婦の地位に立たしめ寮監監督の下に於て家事の整理を習はしむ

第六十五條 寮生は長幼の差別なく凡て各自相當の家事を分擔せしむべし

第六十六條 寮生の學費は凡て寮監の手を経て之を會計に預り濫費なからしむべし

第六十七條 本校々醫は寮の衛生を司り病者ある時は之を診察し病狀の輕重により相當の取扱をなすべし

第六十八條 時々寮生を携へて學識經驗ある婦人を訪問し或は之を招待して談話を請ひ實地の見聞を廣め

日用の常識を養はしむ

第六十九條 寮生は左の寮費を毎月前納すべし

但し時價の高低に依り増減することあるべし

寮費	金	壹	圓
食料	金	六	圓

普通寮生 (當分之を缺く)

第七十條 洋風寮生 本校の寮舎に入寮せんと欲する者は左の書式に従ひて入寮願書を差出すべし

入寮願

住所

何學部何年生 姓名

右(御校へ入學御許可の上は)入寮爲致度此段相願候也

現住所

年 月 日 右父兄(若くは保證人) 何 誰 印

日本女子大學校長氏名殿





同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

應 用 理 化  
經 濟 學  
英 語  
西 洋 歷 史  
西 洋 歷 史  
英 語  
茶 道 書  
英 文 學、國 文 學  
心 理 學  
英 語、博 物  
英 語、英 文 學  
園 藝 學  
日 本 美 術 史、國 文 學  
物 理 學  
英 語  
倫 理 學、心 理 學、教 育 學  
國 文 學  
教 育 學  
衛 生 學

理 學 博 士  
藥 學 博 士  
文 學 士

伯 爵

文 學 博 士

文 學 博 士

文 學 博 士

醫 學 博 士

長 井 長 義  
中 隈 敬 藏  
村 井 知 至  
村 田  
浮 田 和 民  
ミ ス、グ リ ー ン  
松 井 昇  
松 浦 詮  
松 浦 政 泰  
松 本 亦 太 郎  
牧 野 清  
ミ ス、フ ィ イ リ ッ プ ス  
福 羽 逸 人  
小 杉 楯 邨  
後 藤 牧 太  
小 林 千 代  
麻 生 正 藏  
木 村 正 辭  
湯 本 武 比 古  
三 宅 秀

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同  
 囑託教師

漢文學、國文學  
 國文學、和歌  
 教育學、教授法  
 國文學  
 體操  
 英語、英語  
 英語、英文學  
 國文學  
 數學  
 西洋料理學  
 造花  
 造花  
 ビア  
 ギアイオリン  
 薙刀  
 茶道  
 生花  
 日本料理  
 琴

文學士

三輪田眞佐  
 三宅龍  
 篠田利英  
 鹽井正男  
 白井規矩郎  
 島田重祐  
 ミス、ヒュ一  
 關根正直  
 千本福隆  
 渡邊鎌吉  
 金子支枝  
 金子支枝  
 河邊鈴野  
 頼母木こ  
 矢澤い  
 松浦恒さ  
 兒島文  
 赤堀島  
 佐藤左  
 宮下里代

庶務主任  
庶務主任  
庶務主任  
會務主任

科  
外  
講  
師

校  
醫

東洋内科醫院長  
耳鼻咽喉科病院長

塘 八木茂太郎  
兒 玉都兼夫  
片岡敏次郎  
芹澤幹方

井上哲次郎

神田乃武

田原良純

坪内雄藏

中濱東一郎

中川謙二郎

上田萬年

青山胤通

三上參次

醫學士

ドクトル

高田畀安  
小此木信六郎  
前田園

# 附屬高等女學校規則

## 第一章 總則

第一條 日本女子大學校附屬高等女學校は女子に須要なる高等普通教育を授くる所とす

第二條 附屬高等女學校は日本女子大學校内に置く

## 第二章 科目 修業年限 學期 休業

第三條 附屬高等女學校の學科目は修身、國語、外國語(英又は佛)、歴史、地理、數學、理科、家事、裁縫、圖畫、音樂、體操、とす

第四條 附屬高等女學校の修業年限は五ヶ年とす

第五條 學年、學期及休業は本校の規定に従ふ

## 第三章 學科課程 及落 卒業

第六條 學科課程及時間配當は左表の如し

### 高等女學校學科課程及時間表

修身	二	人倫の要旨	時間	學科	學年	時間
				日	年	週
二	同	上	一週	第一學年	時間	一週
二	同	上	一週	第二學年	時間	一週
二	同	上	一週	第三學年	時間	一週
二	同	上	一週	第四學年	時間	一週
二	同	上	一週	第五學年	時間	一週

國語	七	講讀、作文	七	上	五	上	五	文	上	五	上
外國語	五	讀方、譯解、會話、 習字、文法	五	上	五	上	五	上	上	五	上
歴史地理	二	本邦地理	二	外國地理	三	本邦史	二	外國史	三	地	外國 文史
數學	二	算術	二	上	二	代數	二	幾何	二	幾何	
理科	二	植物、動物	二	動物、植物	二	物理、化學	二	生理、衛生	二	鏡、物	
家事					二	衣、食、住	二	家計、簿記、 整理、經濟等	二		
裁縫	四	縫方、裁方	四	上	四	上	三	上	三	上	
國畫	一	自在畫	一	上	二	自在畫	二	上	二	上	
音樂	二	單音唱歌	二	上	二	複音唱歌	二	上	二	上	
體操	三	普通體操	三	上	三	上	三	上	三	上	
合計	三〇		三〇		三〇		三〇		三〇		三〇

第七條 生徒の及落及卒業は各科目平常の成績により教員會議の議決を経て之を評定す  
 第八條 第四學年以下の各學年及第者には學年修業證書を授與し第五學年及第者には卒業證書を授與す

第四章 定員 入學 退學

第九條 附屬高等女學校の生徒定員は四百名とす

第十條 定期入學は毎學年の始め一回とするも同程度の高等女學校より轉學するもの、外總て試験の上臨時入學を許可することあるべし

第十一條 年齢十二歳以上にして高等小學校第二學年の課程を卒へたる者は第一學年級に無試験にて入學を許可するも其他は總て試験の上にて入學を許可す

但相當年齢に達し第二學年以上に入學せんとする者は同程度の高等女學校より轉學するもの、外總て試験に依る

第十二條 入學志願者は左の書式に従ひ入學願書及び履歷書各一通を差出すべし

(用紙美濃紙)

入學願書

本籍 縣 府 國 郡 市 區 町 村 番 戶 地

華 士 族 平 民 何 某 何 姉 妹 女

何 誰

生 年 月 日

右之者御校附屬高等女學校第何學年級へ入學仕度候間(無試験にて)(試験の上)御許可被下度別紙履歷書相添へ此段相願候也

年 月 日

右父兄

何

誰 印

日本女子大學校長氏名殿

(用紙美濃紙)

履 歷 書

本 籍 縣 府 國 郡 市 區 村 町 番 戶 地

華 士 族 平 民 何 某 何 姉 妹 女

何 誰

一 生 年 月 日

一 生 地

一 轉 住 (何 歲 よ り 何 歲 迄 何 地 に 轉 居 す 云 々)

一 現 住 所

一 兩 親 の 有 無 年 齡

一 父 兄 の 職 業

一 何 年 何 月 よ り 何 年 何 月 迄 何 學 校 に て 第 何 學 年 修 業 中 或 は 卒 業

一 何 年 何 月 よ り 何 年 何 月 まで 何 地 何 誰 に 就 き 何 學 を 修 業 す

一、、、、、、、、、、、、、、、、、、

一 賞 罰

右 之 通 に 候 也

年 月 日

右 父 兄

何

誰 印



第十三條 入學の許可を得たる者は在學證書を差出すべし

但在學證書の書式は本校の規定に従ふ

第十四條 左の各號の一に該當する者には退學を命ず

一 性行不良にして改善の見込なしと認めたる者

一 學力劣等にして成業の見込なしと認めたる者

一 體質虛弱にして成業の見込なしと認めたる者

一 引續き一箇年以上缺席したる者

一 正當の事由なくして引續き一箇月以上缺席したる者

第十五條 退學せんと欲するものは保證人連署して其理由を認めたる退學願書を差出し校長の許可を待べし

## 第五章 學 費

第十六條 受験入學志願者は左の規定に従ひ受験料を入學願書に添へて納むべし

一定期受験入學者

金 壹 圓

一臨時受験入學者

金 壹 圓 五 拾 錢

第十七條 入學の許可を得たる者は入學料金貳圓を在學證書に添へて納むべし

第十八條 授業料は一學年金貳拾貳圓とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 八 圓

第二學期 八 圓

第三學期 六 圓

但し事情に依り毎月初めに分納することを許可することあるべし

第十九條 校費は一學年金五圓貳拾錢とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし





會 庶 教

計 務 務

序 片 兒

澤 岡 玉

幹 敏 都

方 郎 槌

三十四

# 附屬豐明小學校規則

## 第一章 總則

第一條 日本女子大學校附屬豐明小學校は兒童心身の發達に留意して道德教育及國民教育の基礎並に其生活に必須なる普通の知識技能を授くるを以て本旨とし兼て本校教育學部生徒の實地練習に資する所とす

第二條 附屬豐明小學校は日本女子大學校内に置く

## 第二章 科目、修業年限、學期、休業

第三條 附屬豐明小學校の教科目は尋常小學校は修身、國語、算術、體操、圖畫、唱歌、手工、裁縫とし

高等小學校は修身、國語、算術、日本歴史、地理、理科、圖畫、唱歌、體操、裁縫、手工とす

第四條 尋常小學校の修業年限は四箇年とし高等小學校の修業年限は二箇年とす

第五條 學年、學期、及休業は本校の規定に従ふ

## 第三章 學科課程、及落、卒業

第六條 學科課程及時配當は左の如し

修身	時間	教 科		尋 常 小 學 科	高 等 小 學 科
		年	等 科		
二	時間	第一學年	尋常科	尋 常 小 學 科	高 等 小 學 科
二	時間	第二學年	尋常科		
上	時間	第三學年	尋常科		
二	時間	第四學年	尋常科		
上	時間	第一學年	高等科		
二	時間	第二學年	高等科		
上	時間				
上	時間				

唱歌	圖畫	理科	地理	日本歴史	算術	國語
一	一				四	八
單音唱歌	單形				乗方方ケ内ノ二十 除及、ル内數十以 加書數ニ於下 減キへ	シリキミ通易假發 方方方文ナ名音、 、、、、、ノル及 話綴書讀普近
一	一				五	二
同上	同上				加書ル内數百以 減キ數ニ於下 乘方へ方ケノ 除及方ケノ	方リキミ通易文常假 方方方文ナ字須名、 話綴書讀普近ノ日
一	一				五	三
同上	形簡 體易 ナル				減通常 乘除ノ 加	話綴書讀普近ノ日 シリキミ通易文常 方方方文ナ字須知 、、、、、ノル及
一	一				五	三
同上	同上				加書呼及減通 減キヒ小乘常 方方數除ノ 及、ノ、加	同上
一	一	二	一	一	四	九
單音唱歌	同上	現象 及自然 の物動	ノ日本 大要地 理	ノ日本 大要歷 史	數易計幣度加 ナル算及量減 小簡ノ時貨除	綴方、 書方、 讀方、 普通文 ノ文字、 日常須知
一	一	二	一	一	四	九
同上	同上	同上	續前 學年ノ	續前 學年ノ	比簡小 例易數 ナル分 數	同上

計	裁縫	手工	體操
三		二 簡易ナル 細工	三遊戲
二		二同	三同
三		上 二同	上 三遊普通體操戲
三		上 二同	三同
三		上 二同	上 三遊普通體操戲
六	二 運針法 通常ノ衣 類ノ縫方	二同 上	三遊普通體操戲
六	二 通常ノ衣 類ノ縫 方、裁縫 方、織ヒ	二同 上	三同 上

第七條 生徒の及落及卒業は各科目平常の成績に依り教員會議の議決を経て之を評定す

第八條 各學年の課程を修了たるものには修業證書を授與し全教科を修了したる者には卒業證書を授與す

#### 第四章 定員、入學、退學

第九條 附屬豐明小學校の生徒定員は凡そ三百名とす

第十條 定期入學は每學年の始め一回とす

但缺員ある時は臨時入學を許すことあるべし

第十一條 入學志願者は左の書式に従ひ入學願書及び經歷書各一通を差出すべし

(用紙美濃紙)

#### 入學願書

本籍 府 縣 國 市 區 町 村 番 地

華士族平民何某  
姉何妹女

何 誰

生年月日

右之者御校附屬豊明小學校へ入學仕度候間御許可被下度別紙經歷書相添へ此段相願候也

現在所

右父兄、或は後見人

何 誰 (印)

年 月 日

日本女子大學校長氏名殿

(用紙美濃紙)

經 歷 書

本籍 縣府 國 市 區 町 村 番 戶 地

華 士 族 平 民 何 某 何 妹 女

何 誰

一 生年月日

一 生地

一 轉住(何歳より何歳迄何地に轉居す云々)

一 現住所

一 兩親の有無年齢

一 父兄の職業

一 何年何月より何年何月迄幼稚園在園



一、一、一、  
右之通に候也

右父兄

年 月 日

何

誰印

第十二條 入學の許可を得たるものは在學證書を差出すべし

但し在學證書の書式は本校の規定に従ふ

第十三條 保證人長く旅行する時は隊め相當の代理保證人を定め本校へ届出づべし

第十四條 保證人死去の節は直に改めて在學證書を差出すべし

第十五條 退學せんと欲する者は保證人より其理由を認めたる退學願書を差出し校長の認可を得べし

## 第五章 學 費

第十六條 入學の許可を得たる者は入學料金貳圓を在學證書に添へて納むべし

第十七條 授業料は一ヶ月金貳圓とし毎月五日以内に納むべし

# 附屬豐明幼稚園規則

## 第一章 總 則

第一條 附屬豐明幼稚園は幼兒心身の發達を計るを以て目的とし併せて保育法の研究に資するものとす

第二條 附屬豊明幼稚園は日本女子大學校内に置く

第二章 科目、在園年限、休業

第三條 保育科目は自然觀察、遊戯、音楽、談話、手工とす

第四條 幼児の年齢は満四年より小學校に就學するまでとす

第五條 休業日は本校の規定に従ふ

第三章 定員、入園、退園

第六條 幼児の定員は凡そ五十名とす

第七條 入園は毎年四月とす

但缺員ある場合は隨時之を許す

第八條 入園志願者は左の書式に従ひ經歷書を差出すべし

經歷書

幼兒 何 某

一族籍 北海道何市區何町何番地華士族何某機男弟妹等

一住所 東京市何區何町何番地何某内

一家長の職業 何官何商工何社の何役等 (他人の家に寄寓するものは其家長の職業をも併記すべし)

一出生地及其土地の情況

(用紙美濃紙)

一出生年月日

一營養品 生母の乳 乳母の乳 牛乳 乳粉等

一養育せし場所 自宅 乳母の宅等

一痘 種痘或は天然痘

一生來著しき疾病に罹りしことの有無及病名病狀等

一兩親の年齢及健否

一兄弟姉妹の數及健否

一食物其他の好惡

一氣質

其他特別の事情

右之通に御座候也

右 後父 見 人兄

年 月 日

何

某

第九條

入園の許可を得たる者は左の書式に従ひ在園證書を差出すべし

(用紙美濃紙)

在 園 證 書

北海道何國何市區何町何番地  
北府縣何郡何村何番地  
華士民族何某  
幾男女  
弟妹等

何 某

生年月日

收 入  
印 紙

右は今般御校附屬幼稚園に入園御許可相成候に就ては本人に關する一切の事件拙者に於て引受可申候也

東京市何區何町何番地住居

北海道 華士族  
何府縣 平民

年 月 日

右保證人 何

某 印

日本女子大學校長氏名殿

第十條 幼兒又は保證人轉居したる時は直に届出づべし

第十一條 幼兒缺席することある時は其事由を届出づべし

第十二條 退園せんと欲するものは其事由を記し保證人より届出づべし

第五章 入園料、保育料

第十三條 入園の許可を得たる者は入園料金貳圓を納むべし

第十四條 保育料は一ヶ月金壹圓五拾錢とし毎月五日以内に納むべし

東京市小石川區高田豐川町十八番地

# 日本女子大學校

(電話番町七七〇)

# 日本女子大學校規則

並 附屬高等女學校規則、附屬豐明小學校  
規則、附屬豐明幼稚園規則

東京市小石川區高田豐川町十八番地

# 日本女子大學校

(電話番町七七〇)

明治三十九年

四月

一月二十三日

附屬高等女學校  
附屬豐明幼稚園

元日 10日 20日

(同前) 人等

3

5

# 日本女子大學校

○設立の由來 明治二十九年始めて本校創立の計畫を天下に發表し三十四年四月を以て開校す爾來事業漸を追ふて發展し基礎も亦鞏固を加へたれば三十八年五月之を財團法人の組織に改むるに至れり

○位置 本校の所在地目白臺は東京小石川區の西北端北豐島郡雜司ヶ谷の田園丘陵に接し地高く水清く遠く市塵を離れて天然の風趣に富み靜閑の境自ら修養練磨に好適の地たり

○教育の方針 本校教育上の方針は女子を人として婦人として國民としての三方面より教育するに在り人としての教育とは女子を器械視せず藝人視せず單に眼前實用の學藝のみを授けずして人間として當然具備すべき心身上の能力を啓發開展し如何なる境遇に處し如何なる職務に従ふも缺くべからざる人格を養はしめ以て人としての自分を盡さしめんとするに在り婦人としての教育とは婦人には自ら婦人として修むべき徳あり磨くべき智あり備ふべき藝あるが故に凡て此等の婦人に必要なる智徳藝能を授け以て淑女たり賢母たり良妻たらしめ以て女子として盡すべき天職を全うせしむるに在り國民としての教育とは國民たるの觀念を興へ社會の一員たることを自覺せしめ以て日本婦人としての特性を備へ國家社會に對し國民としての女子の義務を盡さしめんとするに在り

○教育の方法 本校は如上の教育方針に基き専ら自動主義の教育を施し方めて學科を注入することを避け思考の材料と暗示を興へ生徒をして自ら實驗し研究し工夫し動作するの習慣を養はしめ漫に他人を模倣し教師に依頼するの弊に陥ることなく徒らに博識多能ならんよりは寧ろ事物の真相關係を辨知し學藝の原則妙理を會得するに必要なる智力を磨磨し他日卒業の後に於て萬般の事物問題に接して解釋應用の自在ならんことを期し殊に德育に於ては自奮自修他の指揮を待たず進んで各自の職を盡すの良習を養成せしめんとす

○學部 現今開設せる學部は左の如し

家政學部 修業年限三ケ年

本科 文學部 同

英文學部 同

教育學部 同

豫科 普通豫科 同 一ケ年

英語豫科 同 二ケ年

附屬高等女學校 同 五ケ年

附屬豐明小學校 同 學部科四ケ年  
高等科二ケ年

附屬豐明幼稚園 滿四才ヨリ滿六才マデ

○寮舎 本校の寮舎は普通の所謂寄宿舎なるものと全然其趣きを異にし學校教育の一要素とし家政實習の經驗を得せしむるのみならず實に品性修養の源泉たり故に原則として自己の家庭より通學するもの、外は悉く之を寮舎に收容す現今寮舎の數二十七にして各寮に寮監ありて之を監督し寮監の下に主婦あり上級生交代之に任じて家事を掌り寮生亦交るよゝ庖厨洒掃の務に服す各寮又經濟を別にし炊事を異にし別に一家をなすを以て宛然幾多家族の集まりたる部落の觀あり其生活は校則によりて大體の寮規を定めたるの外は凡て自治に任じて漫りに拘束を加へず衣食住衛生經濟裝飾等の事悉く自ら講究し實行し親しく其得失を實驗せしむると共に寮生をして各自責任を重んずるの心を起さしめ一家相扶け友愛の情團結の念社交の趣味犧牲の精神を養はしむ

○法人の組織 三十八年五月財團法人の組織に改めたる寄附行爲證書は左の如し



# 私立日本女子大學校寄附行爲證書

東京小石川區高田豐川町拾八番地私立日本女子大學校は明治三十三年十二月現校長成瀬仁藏が別紙第一號に記載する創立委員の指導に従ひ別紙第二號に記載する數多篤志者の義捐金に依りて創設せし所なるが右義捐金を以て買入れたる地所建物器具及び其他學校所屬資産の所有名義者たる成瀬仁藏は今般創立委員と協議の上前記一切の資産を以て財團法人を設立し學校の基礎を永遠に鞏固ならしめんことを企圖し茲に寄附行爲をなして左の條項を定む

## 一 目 的

第一條 本財團法人は現在の私立日本女子大學校を維持擴張し女子に適切なる高等の教育を施すを以て目的とす

第二條 前條に掲げたる學校の學科課程及其他の規定は別に之を定む

## 二 名 稱

第三條 本財團法人の名稱は私立日本女子大學校とす

## 三 事 務 所

第四條 本財團法人の事務所は東京市小石川區高田豐川町拾八番地に置く但評議員會の決議に依り之を移轉することを妨げず

## 四 資 産

第五條 成瀬仁藏は本財團法人を設立せんが爲めに地所建物器具其他現在私立日本女子大學校所屬一切の資産(別紙第三號表の通)を寄附す

別紙第二號義捐名簿は永久に之を保存す

第六條 前條の外現在の私立日本女子大學校に對する義捐豫約金にして將來本財團法人に拂込まるゝ資金及び本財團法人の目的を贊助して寄贈せらるゝ資金は本財團法人の資産に編入すべきものとす

第七條 資産の管理に關する規程は別に之を定む

第八條 現在の私立日本女子大學校の費途に供する爲め從來成溜仁藏の名を以て借入たる別紙第四號表に掲ぐる借入金は本財團法人設立の上は債務の更改をなし本財團法人の負擔に歸屬せしむ

第九條 本財團法人の資産は如何なる場合と雖も第一條の目的以外に使用することを許さず

第十條 學校の維持經費は左の收入を以て之を支辨す

- 一 資産より生ずる利子及び其他の收益
- 一 入學金授業料及び其他の雜收入
- 一 經費指定の寄附金

如何なる場合と雖も資産の元本を以て經費に充つることを許さず

第十一條 本財團法人は法定の解散事由の發生するに非れば解散することなし

第十二條 本財團法人解散するに至りたるときは評議員會は豫め其決議を経たる後主務官廳の許可を得て其資産を本財團法人の目的に同一なるか又は之に類似せる他の學校團體若しくは學會に寄附して本法人設立者の目的を永遠に繼續せしむることを計るへし

#### 五 評議員

第十三條 本財團法人に拾名乃至貳拾五名の評議員を置く

第十四條 評議員は法人設立の際現在の私立日本女子大學校創立委員(別紙第一號記載)の撰定に依り設立者之を囑託す

第十五條 評議員に缺員を生じたるときは評議員會の決議に依りて之を撰定囑託し現員一名に至りたる

きは四名乃至九名の最多額義捐者又は其相續人と協議し其過半数の投票に依りて之を撰定囑託し又全員  
欽けたるときは五名乃至十名の最多額義捐者又は其相續人に其撰定を委囑す

第十六條 本財團法人の業務に關する重大の事項は必ず評議員會の議決を経ることを要す

但し評議員會の職制は別に之を定む

第十七條 評議員會は其議決を以て評議員理事及び監事を罷免することを得

第十八條 評議員會の議事は評議員全員過半数の同意を以て之れを決す

第十九條 評議員は自ら本財團法人の資産及び業務の状況を監査することを得

#### 六 理事及監事

第二十條 本財團法人を代表し法人の業務を處理せしむる爲め理事一名を置き之を校長と稱す

第二十一條 理事は評議員會の議決により之を撰定す

第二十二條 理事は別に定むる職制に従ひ評議員會の議決に従ひ其の職務を行ふ

第二十三條 本財團法人の資産及業務の状況を監査せしむる爲め監事二名を置く

第二十四條 監事は評議員會の議決に依り撰定囑託す

#### 七 寄附行爲の變更

第二十五條 本寄附行爲に定めたる事項にして第一條第五條及第九條の趣旨に反せざる範圍内に於て評議員

會の決議により必要と認めたる時は主務官廳の許可を経て之を變更することを得

#### ○評議員

(イロハ順)

公爵 岩 倉 具 定

男爵 岩 崎 彌 之 助

侯爵 蜂 須 賀 茂 韶

#### 監事

總務委員

理事

教務委員

教務委員

監事  
財務委員

財務委員

伯爵

伯爵

侯爵  
男爵  
男爵  
男爵

六

土倉庄三郎

大隈重信

大倉孫兵衛

岡部長職

樺山資紀

成瀬仁藏

村山龍平

村井吉兵衛

久保田讓

兒島惟謙

麻生正藏

西園寺公望

北島治房

三井八郎右衛門

三井三郎助

澁澤榮一

廣岡淺子

森村市左衛門

住友吉左衛門

# 日本女子大學校規則

## 第一章 總則

第一條 本校は本邦の女子に適宜なる高等の學藝を授け能く日進の社會に順應して其職務を完ふするの淑女たり良妻賢母たるべき者を養成する所とす

第二條 本校は日本女子大學校と稱す

第三條 本校は東京市小石川區高田豐川町に置く

第四條 本校に附屬高等女學校附屬小學校附屬幼稚園を附設す

## 第二章 學科 科目 修業年限

第五條 學科を分て豫科、本科、研究科とす

第六條 豫科を分て普通豫科、英語豫科とし本科を分て家政學部、文學部、英文學部、教育學部、體育部、美術部、音樂部、理科學部とす

但し當分本科に於ては家政學部、文學部、英文學部、教育學部の四部を設置し時宜に應じて他の部に及ぼすものとす

第七條 家政學部、文學部、英文學部及教育學部の科目は左の如し

### 第一 家政學部

必修科目 倫理及社會學、心理及教育、生理及衛生、應用理化、經濟、國文、英語、料理、體操

選修科目 應用博物、歴史、美術史、法制、禮法、國藝

隨意科目 哲學及哲學史、漢文、國文、音樂、圖畫

## 第二 文學部

必修科目 倫理、心理及教育、歴史、人文史、國語國文、漢文、英語、體操

選修科目 料理、音樂、圖畫

## 第三 英文學部

必修科目 倫理及社會學、心理及教育、英語、國文、歴史、料理、體操

選修科目 哲學及哲學史、漢文、生理及衛生、美術史、圖畫、料理

隨意科目 應用理化、法制、音樂、圖畫

## 第四 教育學部を分て二部とす

### 第一部

必修科目 倫理及社會學、心理及教育、數學及理化、英語、手工、體操

隨意科目 國文學、音樂

### 第二部

必修科目 倫理及社會學、心理及教育、博物、英語、手工、體操

隨意科目 國文學、音樂

第八條 本校各部の修業年限の最短期を三ヶ年とし生徒の事情に依り在學年限を延長することを得

## 第三章 學年 學期 休日

第九條 學年は四月一日に始り翌年三月三十一日に終る

第十條 學年を分て左の三學期とす

第一學期 四月十日より七月十日に至る

第二學期 九月十一日より十二月二十四日に至る

第三學期 一月八日より三月三十一日に至る

第十一條 定季休業は左の如し

夏季休業 七月十一日より九月十日に至る

冬季休業 十二月二十五日より一月七日に至る

春季休業 四月一日より同月九日に至る

第十二條 定日休業は左の如し

日曜日

秋季皇靈祭

神嘗祭

十月十七日

天長節

十一月三日

新嘗祭

十一月廿三日

孝明天皇祭

一月三十日

紀元節

二月十一日

春季皇靈祭

皇后陛下御誕辰

五月廿八日

本校創立紀念日

四月二十日

#### 第四章 授業時間 學科課程

第十三條 教授時間は各部各學年を通じて必修科、選修科（第一第二學年は少くとも二科目第三學年は一

科目）隨意科を合せて一週二十八時間以内とす

第十四條 各部の學科課程及時間配當は左表の如し

# 家政學部

選	目 科 修 必										授業時間	第一學年	授業時間	第二學年	授業時間	第三學年
	應用博物	計	體操	料理	英語	國文	經濟	應用理化	生理及衛生	心理及教育						
應用博物	二三	二	六	五	二		二	二	二	二	二	倫理、實踐、倫理學	二			
應用博物		二	六	五	作文學概論		二	二	二	二	二	倫理、實踐、倫理學	二			
	二三	二	六	五		二	二	二	二	二	二	倫理、實踐、倫理學	二			
		同	同	同		二	二	二	二	二	二	倫理、實踐、倫理學	二			
	一九	二	六	五			二					倫理、實踐、倫理學	二			
		同	同	同			二					倫理、實踐、倫理學	二			

普通體操、  
 西洋料理、  
 戲遊體操、  
 容儀體操



文學部

必		隨 意 科 目					修 科 目				
倫	科	國	音	國	漢	哲	國	禮	法	美	歷
理	目	文	樂	文	文	學	藝	法	制	術	史
二	學				二	及				史	史
倫	年				一	哲				一	一
實	授					學				本	西
理	業					及				邦	洋
學	時					哲				美	史
理	間					學				術	史
學	二			一	二	史				史	一
年	同									二	一
年	上									西	西
年	一									洋	洋
年	實									美	史
年	驗									術	史
年	倫									史	一
年	理									二	一
										法	西
										制	洋
											史

目科修選			目 科 修								
圖	音	料	計	體	英	漢	國	國	人	歷	心
書	樂	理		操	語	文	文	語	文	史	理及教育
			二八	二	五	二	七			八	二
				普通體操、 體育體操、 遊戲體操、 容儀體操	講讀、 文法	講 讀	國文學史(三) 國文學概論(三) 及辭學作文(三) 及辭學作文(三)			本邦史(四) 東洋史(四) 西洋史(四)	心理學
			二七	二	五	二	四		六	四	二
				同 上	同 上	同 上	同 上(二)	同 上(二)	本邦人文史(三) 東洋人文史(三) 西洋人文史(三)	同 上(二)	教育學
			二七	二	五	二	五		一		二
				同 上	同 上	同 上	同 上(一)	同 上(四)	同 上(五)		兒童研究

英文學部

修 選			目 科 修 必						科 日 / 學 年	授 業 時 間	
生 理 及 衛 生	漢 文	哲 學 及 哲 學 史	計	體 操	料 理	歷 史	國 文	英 語			心 理 及 教 育
二	二	一	二四	二	三	一	二	二	二	二	第一學年
生 理	經 書、史 文 講 讀	哲 學 總 論		普通體操、遊戲體操、教育體操、容儀體操	實 理 習 論	西 洋 史	講 讀、時 文	散 文、美 文、講 讀、作 文、文 典	心 理 學	倫 理 學	授 業 時 間
二	二	一	二二	二		一	二	二	二	二	第二學年
衛 生	同 上	哲 學 史		同 上		同 上	翻 譯、辭 學、作 文	同 上	教 育 學	同 上	授 業 時 間
			二〇	三		一	一	二	二	二	第三學年
				同 上		同 上	翻 譯	同 上	家 庭 教 育 研 究	實 用 社 會 學	授 業 時 間



科目意隨		目 科				
音 樂	國 文 學	計	體 操	手 工	英 語	部 二 第
						博 物
	二	二五	二	二	五	一〇 動植物 (四)(六)
			普通體操、 遊戯體操、 容休體操、 教育體操	料園藝、 牧畜		
	二	二五	二	二	五	一〇 動物地質 (三)(三)(六)
			同	同	同	生理衛生 (六)
	二	二五	二	二	五	一〇 動物地質 (四)(六)
			同	同	同	生理衛生 (六)
			上	上	上	以後
			上	上	上	以後
			習 練	地 質	は	以 後

### 第五章 及落 卒業

第十五條 生徒の及落は各科目平常の成績により教員會議の議決を以て之を評定す

第十六條 生徒の卒業は各科目平常の成績と卒業論文とを参照し教員會議の議決を以て之を評定す

第十七條 本科卒業の者には左式の卒業證書を授與す

校 印	
姓	
名	

本校何々學部所定の學科を修め正に其業を卒へたり仍て之を證す

教授 姓名

名 印

(當該學部擔任教授署名す)

各教授の證明に徴し此證書を授與す

明治 年 月 日

日本女子大學校

校長 氏  
學監 氏

名 名  
印 印

印

### 第六章 入學 在學

第十八條 定期入學は毎學年の始め一回とす

但し豫科には缺員を生したる場合臨時入學を許すことあるべし

第十九條 無試験にて本科に入學し得べきものは身體健全品行方正年齢十七歳以上にして左の資格の一を有する者とす

但し英文學部に入學するものは本校英語豫科を卒業したるもの、外は英語の試験を課す

一 本校豫科修了生

一 本校附屬高等女學校卒業生

一 修業年限五ヶ年の官公私立高等女學校の卒業生

一 師範學校卒業生

一 修業年限四ヶ年の高等女學校卒業後一ヶ年以上専攻科又は補習科を修めたるもの

但し本項に該當する入學志願者は學力を檢定することあるべし

第二十條 専門學校入學者檢定規程により試験に合格し尙一ケ年以上の學歴を有するものは特別試験を行ひ入學を許可す

第二十一條 入學志願者は左の書式に従ひ入學願書及履歷書各一通を差出すべし

(用紙美濃紙)

入學願書 無試験入學志願者は「試験の上」を略し  
受驗入學者は「無試験にて」を略すべし

本籍 府 縣 市 町 郡 村 番 地

華士族平民何某 何姉妹女

何 誰

生年月日

私儀御校何學部へ入學仕度候間「無試験にて」「無試験の上」御許可被下度別紙履歷書相添へ此段  
相候也

年 月 日

右

何 誰印

日本女子大學校長氏名殿

(用紙美濃紙)

履歷書

本籍 府 縣 市 町 郡 村 番 地

華士族平民何某 何姉妹女

何 誰

一 生年月日

一 生地

一 轉住(何歳より何歳迄何地に轉居す云々)

一 現住所

一 兩親の有無年齢

一 父兄の職業

一 何年何月より何年何月迄何學校にて第何學年修業中或は卒業

一 何年何月より何年何月まで何地何誰に就て何學を修業す

一、、、

一 賞 罰

右之通に候也

年 月 日

右

何

誰

第二十二條

入學の許可を得たる者は左の書式に従ひ在學證書を差出すべし

(用紙美濃紙)

在 學 證 書

現在所 國 市 區 町 村 番 地

縣 府 郡 區 町 村 番 地

華 士 族 平 民 何 某

何 姉 妹 女

三 收 入 紙 錢

生 年 月 日 誰



右之者今般御校へ入學御許可相成候に付ては同人在學中御校規を堅く相守らせ候は勿論同人に係る一切の事柄は拙者に於て引受可申候也  
但拙者轉居或は改印の節は速に御届可申候也

現住所

本籍族

職業

年月日

保證人 何

誰印

日本女子大學校長氏名殿

生年月日

第二十三條 保證人は年齢三十歳以上にして東京市内に一家計を立て被保證生徒の監督をなし同人の身分に關し一切の事柄に責を負ひ得べき者たるを要す

但し郡部在住者と雖も本校の見込により保證人たることを承認すべし

第二十四條 保證人長く旅行する時は豫め相當の代理保證人を定め本校へ届出べし

第二十五條 保證人の死去又は轉住の節は直に第二十三條の資格を有する人を以て之に代へ改めて在學證書を差出すべし

## 第七章 退學 休學

第二十六條 左の各號の一に該當する者には退學を命ず

- 一、性行不良にして改善の見込なしと認めたる者
- 二、學力劣等にして成業の見込なしと認めたる者

三、引續き一箇年以上缺席したる者

四、正當の事由なくして引續き一箇月以上缺席したる者

第二十七條 退學せんと欲するものは保證人連署して其理由を認めたる退學願書を差出し校長の許可を得べし

第二十八條 生徒の疾病其他止を得ざる事故の爲め三ヶ月以上修學し能はずと認むる時は豫め其許可を得て一學年以内の休學をなすことを得

第二十九條 休學期限内と雖も休學の事故止む時は休學を解除し原級に復せしむ

## 第八章 特待生

第三十條 本校本科第二等級以上の本科生にして品行善良なるか又は學力優等なる者は前學年の成績に依り教員會議の議を経て特待生となし次學年の授業料を免除することあるべし

## 第九章 選科生

第三十一條 各學部若くは英語豫科の一科目又は數科目を選修せんと欲する者あるときは教授上の差支なき場合に限り選科生として入學を許可す

但選科生は必ず倫理科を兼修すべきものとす

第三十二條 選科生は品行方正身體健全年齢十七歳以上にして所選科目の學力を査定し該科目を修むるに堪ふると認めたる者に限り之を許す

但し第十九條の無試験入學の資格を有する者は此限にあらず

第三十三條 選科生にして所選科目を正當に學習したる者には望により證明書を授與すべし



目	體操	普通體操、 遊戲體操、 容儀體操	同上	同上	同上
計	二		二〇	二	二
英語	二		二	二	二
習字	二		二	二	二
圖畫	二		二	二	二
選修	二		二	二	二
科目	二		二	二	二

第三十九條 家政文學英文三學部の研究科生は本校所定の科目中に就き研究題目を選び擔當教授指導の下に之を研究するものとす

第四十條 研究科生は校長の許可を得參考の爲め本科の講義に出席傍聽することを得

第四十一條 研究科の爲め特に講義を開設することあるべし

第四十二條 所選題目研究の結果を提出せる者には按檢の上證明書を授く

第四十三條 本校の諸規則は凡て之を研究科に適用す

### 第十一章 豫科

第四十四條 本科に入學せんと欲するも素養の不足なるものゝ爲に普通豫科及び英語豫科を置く

第四十五條 普通豫科の修業年限は一ケ年とし英語豫科の修業年限は二ケ年とす

第四十六條 無試験にて豫科に入學し得べきものは身體健全品行方正年齢十六歳以上にして左の資格の一

を有する者とし其他は修業年限四ケ年の高等女學校卒業の程度に依り修身國語歴史地理數學理科家事裁

縫圖畫音樂の科目に就て試験を行ふ

- 一、修業年限四ヶ年以上の官公私立高等女學校卒業生
- 一、專門學校入學者檢定規程により無試験檢定を受くる資格を有する者
- 一、專門學校入學試験檢定合格證書を有する者
- 一、修業年限五ヶ年の官公私立高等女學校第四學年を修了したる者
- 一、本校に於て修業年限四ヶ年の高等女學校同等以上と認めたる學校の卒業生
- 第四十七條 普通豫科、英語豫科の學科課程及時間配當は左の如し
- 普通豫科**

學		科		教授時間	
倫理	實踐倫理			一	
國語	講讀、作文			九	
漢語	文典、譯解、會話			五	
英語	音讀、譯解、會話			五	
歷史	西洋史			二	
理科	物理、化學、天文 地質			三	
數學	代數			二	
體操	遊藝 普通體操			三	

裁	縫方、裁方、繕方	(三)	隨意科となすことを得
計		二八	

英語豫科

學科	學年	教授時間	第一學年	教授時間	第二學年
倫理	英語	一	實踐倫理	一	同上
英語	二	四	音讀、譯解、會話、書取、習字	二	四
體操	三	遊藝	普通體操	三	同上
計	二八			二八	

第四十八條 本校の諸規則は凡て之を豫科に適用す

第四十九條 豫科を修了したる者には修業證書を授與す

第五十條 入學願書履歷書等の書式は本科に準す

第十二章 科外講演

第五十一條 科外講演は正科學習の參考補映に供せんが爲に開設するものとする

第五十二條 科外講演は毎月臨時に之を開設するものとする

第五十三條 専門の大家を聘して科外講師に囑託するのみならず臨時諸名家の出演を乞ふことあるべし

第五十四條 本校の生徒たると校外者たるとを問はず凡て科外講演に出席せんと欲する有志者を以て聽講者とす

第五十五條 聽講者たらんと欲する者は聽講料を前納せしむることあるべし  
但し聽講料は講演の長短に依て規定すべし

### 第十三章 學 費

第五十六條 受験入學志願者は左の規定に従ひ受験料を入學願書に添へて納むべし

一、定期受験入學者 金壹圓五拾錢

一、臨時受験入學者 金貳圓

第五十七條 入學の許可を得たる者は入學料金貳圓を在學證書に添へて納むべし

第五十八條 授業料は一學年金參拾參圓とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 拾貳圓 第二學期 拾貳圓 第三學期 九圓

但事情に依り毎月初めに分納することを許可することあるべし

第五十九條 校費は一學年金五圓五拾錢とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 貳圓 第二學期 貳圓 第三學期 壹圓五拾錢

但し事情に依り毎月初めに分納することを許可することあるべし

第六十條 樂器演習をなす者は左の使用料を毎月初めに分納すべし

一、オルガン使用料金五拾錢以上

一、ピアノ使用料金壹圓以上

第六十一條 既納の學費は何等の事情あるも返附せず

## 第十四章 寮規

第六十二條 本校の寮生たる者は克く本校の目的を會得し教職員の命を奉じ長幼相助け親和を旨とし自奮自儉の精神を以て何事にも相一致して家庭同様の共同生活を營むべきは勿論事々に秩序を保ち時間を守り言語動作を快活優美にして殊に精神の脩養身體の健康に注意すべし

第六十三條 本校生徒中に希望者ある時は洋風の寮舎に於て外國教師監督の下に西洋家庭の風を學ばしむ  
第六十四條 上級寮生をして順番に主婦の地位に立たしめ寮監監督の下に於て家事の整理を習はしむ  
第六十五條 寮生は長幼の差別なく凡て各自相當の家事を分擔せしむべし

第六十六條 本校々醫は寮の衛生を司り病者ある時は之を診察し病狀の輕重により相當の取扱をなすべし  
第六十七條 時々寮生を携へて學證經驗ある婦人を訪問し或は之を招待して談話を請ひ實地の見聞を廣め日用の常識を養はしむ

第六十八條 寮生は左の寮費を毎月前納すべし  
但し時價の高低に依り増減することあるべし

普通寮	寮費	壹圓	食料	六圓五拾錢
折衷寮	寮費	壹圓五拾錢	食料	六圓五拾錢
洋風寮	寮費	貳圓	食料	九圓

第六十九條 本校の寮舎に入寮せんと欲する者は左の書式に従ひて入寮願書を差出すべし



入 寮 願

住 所

何 學 部 何 年 生

姓

名

右(御校へ入學御許可の上は)入寮爲致度此段相願候也

現 住 所

年 月 日

日 本 女 子 大 學 校 長 氏 名 殿

右父兄(若くは保證人)

何

誰 印

本 校 職 員 (イロハ順)

校 長 學 監 教 授 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

國 文 學 東 洋 史、漢 文 學 本 邦 史、國 文 學 植 物 學 國 文 學 生 理 學 日 本 禮 法 本 邦 史 西 洋 美 術 史

文 學 博 士

文 學 博 士

パチエッ、オヴ、  
アーツ

醫 學 博 士

文 學 博 士

文 學 博 士

成 瀨 仁 藏 麻 生 正 藏 井 上 賴 圀 市 村 環 治 萩 野 由 之 服 部 他 助 戶 川 安 宅 大 澤 謙 二 小 笠 原 清 岡 部 精 一 大 塚 保 治

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

園 英 英 茶 西 英 英 西 西 英 經 應 倫 英 兒 數 漢 日 博 法  
藝 語、文 文 洋 洋 洋 洋 洋 洋 經 用 理、文 童 數 漢 日 博 法  
學 學 學 道 畫 語 語 史 史 語 濟 化 育 學 研 學 學 本 物 制

法學博士  
理學博士

パチエラー、オグ、  
ロウ

理學博士  
藥學博士  
文學士

マスター、オグ、  
アーツ

パチエラー、オグ  
アーツ

伯爵

福 松 松 松 ミ 浦 浮 村 村 中 長 成 高 高 樺 川 川 渡 奥  
羽 浦 浦 井 ス、グ リ 浦 田 田 井 限 弁 瀨 島 平 正 野 端 瀬 田  
逸 リ、フ イ リ ッ プ ス 文 和 知 敬 長 仁 一 三 健 玉 庄 義  
人 ス 泰 詮 昇 ン 治 民 勤 至 藏 藏 知 郎 董 作 章 郎 人

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

囑託教師

心理學 物理學 倫理學、心理學、教育學 國文學 英語 教育學 衛生學 漢文學、國學 國文學、和歌 國文學、教授法 國文學 體操 英語、英語 國文學 數學 西洋料 造花 造花 造花

文學博士

文學博士  
マスタール、オ  
グ、アーツ

醫學博士

文學士

パチエラー、オヴ、  
アーツ

理學士

福來友吉 後藤牧太 麻生正藏 木村正辭 岸本能武太 湯本武比古 三宅秀 三輪田眞 三宅龍 篠田利英 鹽井正男 白井規矩郎 島田重祐 ミス、ヒューズ 關根正直 千本福隆 渡邊鎌吉 金子支枝 金子支枝 松田幸

同 同

事務計務務事

科  
外  
講  
師

ビ  
ア  
ア  
ノ  
グ  
アイ  
オリ  
ン  
薙  
刀  
茶  
道  
生  
花  
日  
本  
料  
理  
琴  
琴

文學博士 井上哲次郎  
醫學博士 神田乃武  
醫學博士 田原良純  
文學博士 坪内雄藏  
醫學博士 中濱東一郎

河邊鈴野  
安達孝  
矢澤いさ  
松浦恒  
兒島文  
赤堀文  
佐藤左  
宮下里久  
塘玉茂太  
兒玉都  
片岡敏次  
芹澤幹  
佐竹慶

校

醫

東洋内科醫院長  
耳鼻咽喉科病院長

醫學士  
ドクトル

文學博士  
醫學博士  
文學博士

前	小	高	三	青	小	上	中
田	此	田	上	山	杉	田	川
	木	研	參	胤	榎	萬	謙
	信	六	次	通	邨	年	二
園	郎	安					郎

# 附屬高等女學校規則

## 第一章 總則

第一條 日本女子大學校附屬高等女學校は女子に須要なる高等普通教育を授くる所とす  
 第二條 附屬高等女學校は日本女子大學校内に置く

## 第二章 科目 修業年限 學期 休業

第三條 附屬高等女學校の學科目は修身、國語、外國語(英又は佛)、歴史、地理、數學、理科、家事、裁縫、園遊、音樂、體操とす

第四條 附屬高等女學校の修業年限は五ケ年とす

第五條 學年、學期及休業は本校の規定に従ふ

## 第三章 學科課程 及落 卒業

第六條 學科程度及時間配當は左表の如し

高等女學校學科課程及時間表

學科	學年	
	時間	一週
國語 修身 七 習 講 讀、 作 文	第一學年	二
	第二學年	二
	第三學年	二
	第四學年	二
	第五學年	二
	七	七
	上	上
	五	五
	同	同
	上	上

外國語	五	讀方、譯解、會話 番取、習字、文法	五同	上	五同	上	五同	上	五同	上	五同	上	五同	上	五同	上	五同	上	五同	上	
歷史地理	二	本邦地理	二	外國地理	三	本邦史	二	外國史	三	地外	國	文	史	上							
數學	二	算術	二	同上	二	同上	二	代數	二	幾何											
理科	二	動植物	二	動物	二	物理	二	化學	二	生理、衛生	一	鑛物									
家事							二	衣、食、住	二	家計、簿記、 看護、育児、 整理、經濟等											
裁縫	四	縫方、裁方	四	同上	三	同上	三	同上	三	同上											
圖畫	一	自在畫	一	同上	二	自在畫	二	同上	二	同上											
音樂	二	單音唱歌	二	同上	二	複音唱歌	二	同上	二	同上											
體操	三	遊藝	三	同上	三	同上	三	同上	三	同上											
合計	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇

第七條 生徒の及落及卒業は各科目平常の成績により教員會議の議決を経て之を評定す

第八條 第四學年以下の各學年及第者には學年修業證書を授與し第五學年及第者には卒業證書を授與す

#### 第四章 定員 入學 退學

第九條 附屬高等女學校の生徒定員は五百名とす

第十條 定期入學は毎學年の始め一回とするも同程度の高等女學校より轉學するもの、外總て試験の上臨時入學を許可することあるべし

第十一條 年齢十二歳以上にして高等小學校第二學年の課程を卒へたる者は第一學年級に無試験にて入學を許可するも其他は總て試験の上にて入學を許可す

但相當年齢に達し第二學年以上に入學せんとする者は同程度の高等女學校より轉學するもの、外總て試験に依る

第十二條 入學志願者は左の書式に従ひ入學願書及び履歷書各一通を差出すべし

(用紙美濃紙)

入 學 願 書

本 籍 府 縣 市 區 町 村 番 地

華 士 該 平 民 何 某 何 某 姉 妹 女

何

誰

主 年 月 日

右の者御校附屬高等女學校第何學年級へ入學仕度候間(無試験にて)(試験の上)御許可被下度別紙履歷書相添へ此段相願候也

年 月 日

右 父 兄

何

誰 印

日 本 女 子 大 學 校 長 氏 名 殿





第十三條 入學の許可を得たる者は在學證書を差出すべし

但在學證書の書式は本校の規定に従ふ

第十四條 左の各號の一に該當する者には退學を命ず

一 性行不良にして改善の見込なしと認めたる者

一 學力劣等にして成業の見込なしと認めたる者

一 體質虛弱にして成業の見込なしと認めたる者

一 引續き一箇年以上缺席したる者

一 正當の事由なくして引續き一箇月以上缺席したる者

第十五條 退學せんと欲するものは保證人連署して其理由を認めたる退學願書を差出し校長の許可を得べし

## 第五章 學 費

第十六條 受験入學志願者は左の規定に従ひ受験料を入學願書に添へて納むべし

一定期受験入學者

金 壹 圓

一 臨時受験入學者

金 壹 圓 五 拾 錢

第十七條 入學許可を得たる者は入學料金貳圓を在學證書に添へて納むべし

第十八條 授業料は一學年金貳拾貳圓とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 八 圓 第二學期 八 圓 第三學期 六 圓

但し事情に依り毎月初めに分納することを許可することあるべし

第十九條 校費は一學年金五圓五拾錢とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 貳圓 第二學期 貳圓 第三學期 壹圓五拾錢

但し事情に依り毎月初めに分納することを許可することあるべし

第二十條 既納の學費は何等の事情あるも返附せず

### 第六章 寮 規

第二十一條 寮規及び入寮に關する事項は凡て本校の規定を準用す

### 本校職員 (イロハ順)

校 長 學 監 教 諭 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

理 科、修 身 裁 縫 國 語 國 語、家 事、歷 史、修 身 裁 縫 國 語、歷 史 圖 畫 音 樂 習 字

成 瀨 仁 藏 麻 生 正 藏 井 上 秀 藏 新 倉 貞 藏 羽 田 婦 貴 藏 穂 積 銀 藏 本 間 哲 藏 戶 川 安 宅 戶 田 二 郎 富 田 久 助 小 野 鋼 之 助

教 會 庶 庶 幹 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

務 計 務 務 事

國 歷 理 體 國 英 關 英 國 英 習 教  
史 科  
地 修  
語 理 身 操 語 語 書 語 語 語 字 學

佐	芹	片	兒	塘	弘	維	平	白	鹽	三	松	ミ	法	村	中	樺
	澤	岡	玉		田	田	野	井	井	井	井	ス、ク リ ー		井	村	正
竹	幹	敏	都	茂	山	千		規	正	冬				知	梅	董
慶	方	郎	樾	郎	巳	尋	濱	郎	男	次	昇	ン	幹	至	郎	董

# 附屬豐明小學校規則

## 第一章 總則

第一條 日本女子大學校附屬豐明小學校は兒童心身の發達に留意して道德教育及國民教育の基礎並に其生活に必須なる普通の知識技能を授くるを以て本旨とし兼て本校教育學部生徒の實地練習に資する所とす

第二條 附屬豐明小學校は日本女子大學校内に置く

## 第二章 科目 修業年限 學期 休業

第三條 附屬豐明小學校の教科目は尋常小學校は修身、國語、算術、體操、圖畫、唱歌、手工、裁縫、高等小學校は修身、國語、算術、日本歴史、地理、理科、圖畫、唱歌、體操、裁縫、手工とす

第四條 尋常小學校の修業年限は四箇年とし高等小學校の修業年限は二箇年とす

第五條 學年、學期、及休業は本校の規定に従ふ

## 第三章 學科課程 及落 卒業

第六條 學科課程及時配當は左の如し

修身	教 科		尋 常 小 學 科	高 等 小 學 科
	日 年	等 科		
二	時間	每週	第一學年	第一學年
旨	時間	每週	第二學年	第一學年
道	時間	每週	第三學年	第二學年
德	時間	每週	第四學年	第一學年
ノ	時間	每週		第二學年
要	時間	每週		
二	時間	每週		
同	時間	每週		
上	時間	每週		
二	時間	每週		
同	時間	每週		
上	時間	每週		
二	時間	每週		
同	時間	每週		
上	時間	每週		
二	時間	每週		
同	時間	每週		
上	時間	每週		

唱	圖	理	地	日本	算	國
歌	畫	科	理	歷史	術	語
一	一				四	八
單音唱	平易ナル形				乘方ケル内ニ於 除及加減キヘ	シリキミ通易假發 方方方方ナル音、 、、、、ノ、及近 話綴書讀普
一	一				五	二
同	同				加書ル内數百 減キ數ニ以下 乘方ヘ於範圍ノ 除及方ケ	シリキミ通易文常假 方方方方ナル字須名、 、、、、ノ、及知ノ、日 話綴書讀普近ノ
一	一				五	三
同	形簡易ナル				減通常ノ 乘除ノ加	話綴書讀普近ノ日 シリキミ通易文常 方方方方ナル字須知 、、、、ノ、及
一	一				五	三
同	同				加書呼及減通常ノ 減キヒ小乘除ノ加 方方方ノ、	三 同 上
一	一	二	一	一	四	九
單音唱	同	現象及植物、礦物、動物、自然ノ	ノ日本地理	ノ日本歷史	數易計幣及加 ナル算及時量減 小簡ノ貨除	綴リ方、書キ方、讀ミ方、普通文ノノ、日常須知
一	一	二	一	一	四	九
同	同	同	續前學年ノ	續前學年ノ	比簡小 例易改 ナル分 數	九 同
一	一	二	一	一	四	九
同	同	同	續前學年ノ	續前學年ノ	比簡小 例易改 ナル分 數	九 同

體操	三遊戲	三同	三上	遊普通體操	三同	三上	遊普通體操	三同	三上
手工	二簡易ナル 細工	二同	二同上	二同上	二同上	二同上	二同上	二同上	二同上
裁縫					二 運針法 通常ノ衣 類ノ縫方	二 通常ノ衣 類ノ縫方	二 通常ノ衣 類ノ縫方	二 通常ノ衣 類ノ縫方	二 通常ノ衣 類ノ縫方
計	三	二四	二七	二七	二六	二六	二六	二六	二六

第七條 生徒の及落及卒業は各科目平常の成績に依り教員會議の議決を経て之を評定す

第八條 各學年の課程を修了したる者には修業證書を授與し全教科を修了したる者には卒業證書を授與す

#### 第四章 定員 入學 退學

第九條 附屬豐明小學校の生徒定員は凡そ三百名とす

第十條 定期入學は每學年の始め一回とす

但缺員ある時は臨時入學を許すことあるべし

第十一條 入學志願者は左の書式に従ひ入學願書及び經歷書各一通を差出すべし

(用紙美濃紙)

#### 入學願書

本籍 縣府 國市區町村番地

華士族平民何某 姉何妹

何 誰

生年月日

右之者御稜附屬豊明小學校へ入學仕度候間御許可被下度別紙經歷書相添へ此段相願候也

現在所

右父兄、或は後見人

何 誰 印

年 月 日

日本女子大學校長氏名殿

(用紙美濃紙)

經 歷 書

本籍 縣 府 國 市 區 町 村 番 地

華 士 族 平 民 何 某 姉 何 妹

何 誰

一 生 年 月 日

一 生 地

一 轉 住 (何 歲 以 前 何 處 迄 何 地 に 轉 居 す 云 々)

一 現 在 所

一 兩 親 の 有 無 年 齡

一 父 兄 の 職 業

一 何 年 何 月 以 前 何 年 何 月 迄 幼 稚 園 在 園



右之通に候也

右父兄

年 月 日

何

謹 印

第十二條 入學の許可を得たるものは在學證書を差出すべし

但し、在學證書の書式は本校の規定に従ふ

第十三條 保證人長く旅行する時は豫め相當の代理保證人を定め本校へ届出づべし

第十四條 保證人死去の節は直に改めて在學證書を差出すべし

第十五條 退學せんと欲する者は保證人より其理由を認めたる退學證書を差出し校長の認可を得べし

### 第五章 學 費

第六條 入學の許可を得たる者は入學料金貳圓を在學證書に添へて納むべし

第七條 授業料は一ヶ月金貳圓とし毎月五日以内に納むべし

## 附屬豐明幼稚園規則

### 第一章 總 則

第一條 附屬豐明幼稚園は幼兒心身の發達を計るを以て目的とし併せて保育法の研究に資するものとする

第二條 附屬豊明幼稚園は日本女子大學校内に置く

第二章 科目 在園年限 休業

第三條 保育科目は自然觀察、遊戯、音樂、談話、手工とす

第四條 幼兒の年齢は滿四年より小學校に就學するまでとす

第五條 休業日は本校の規定に従ふ

第三章 定員 入園 退園

第六條 幼兒の定員は凡そ五十名とす

第七條 入園は毎年四月とす

但缺員ある場合は臨時之を許す

第八條 入園志願者は左の書式に従ひ經歷書を差出すべし

(用紙美濃紙)

經歷書

幼兒 何

某

一族 籍 北海道 何府 何郡 何町 何番地 華士族 平民 何某 幾男女 弟妹等

一住所 東京 市 何區 何町 何番地 何某内

一家長の職業 何官何商工何社の何役等 (他人の家に寄寓するものは其家長の職業をも併記すべし)

一出生地及其土地の情況

一出生年月日

一營養品 生母の乳 乳母の乳 牛乳 乳粉等

一養育せし場所 自宅 乳母の宅等

一痘 種痘或は天然痘

一 生來著しき疾病に罹りしことの有無及病名病狀等

一 兩親の年齢及健否

一 兄弟姉妹の數及健否

一 食物其他の好惡

一 氣質

其他特別の事情

右之通に御座候也

年 月 日

右  
後父  
見  
人兄

何

某

第九條 入園の許可を得たる者は左の書式に従ひ在園證書を差出すべし

(用紙美濃紙)

在 園 證 書

北海道何國何郡區何町何番地  
何府縣何市何村何番地  
華士族何某兄弟妹等

何

某

生年月日

三收印  
紙入錢

右は今般御校附屬幼稚園に入園御許可相成候に就ては本人に關する一切の事件拙者に於て引受可申候也

東京市何區何町何番地住居

北海道  
北海  
府縣  
族  
華士  
民平

年 月 日

日本女子大學校長氏名殿

右保證人 何

某 ㊦

讀十條 幼兒又は保證人轉居したる時は直に届出づべし

第十一條 幼兒缺席することある時は其事由を届出づべし

第十二條 退園せんと欲するものは其事由を記し保證人より届出づべし

### 第五章 入園料 保育料

第十三條 入園の許可を得たる者は入園料金貳圓を納むべし

第十四條 保育料は一ヶ月金壹圓五拾錢とし毎月五日以内に納むべし

小學校幼稚園職員 (イロハ順)

小學校教員

同

幼稚園保母

羽田 婦 貴

藤原 千代

甲賀 藤



日本女子大學校規則

並  
附屬高等女學校規則、附屬豐明小學校  
規則、附屬豐明幼稚園規則

Handwritten notes and stamps on the left side of the page, including a circular stamp at the top and vertical text below.

# 日本女子大學校

○設立の由來 明治二十九年始めて本校創立の計畫を天下に發表し三十四年四月を以て開校す爾來事業漸を追ふて發展し基礎も又鞏固を加へたれば三十八年五月之を財團法人の組織に改むるに至れり

○位置 本校の所在地目白臺は東京小石川區の西北端北豊島郡雜司ヶ谷の田園丘陵に接し地高く水清く遠く市塵を離れて天然の風趣に富み靜閑の境自ら修養練磨に好適の地たり

○教育の方針 本校教育上の方針は女子を人として婦人として國民としての三方面より教育するに在り人としての教育とは女子を器械視せず藝人視せず單に眼前實用の學藝のみを授けずして人間として當然具備すべき心身上の能力を啓發開展し如何なる境遇に處し如何なる職務に従ふも缺くべからざる人格を養はしめ以て人としての自分を盡さしめんとするに在り婦人としての教育とは婦人には自ら婦人として修むべき徳あり磨くべき智あり備ふべき藝あるが故に凡て此等の婦人に必要なる智徳藝能を授け以て淑女たり賢母たり良妻たらしめ以て女子として盡すべき天職を全うせしむるに在り國民としての教育とは國民たるの觀念を與へ社會の一員たることを自覺せしめ以て日本婦人としての特性を備へ國家社會に對し國民としての女子の義務を盡さしめんとするに在り

○教育の方法 本校は如上の教育方針に基き専ら自動主義の教育を施し力めて學科を注入することを避け思考の材料と暗示を與へ生徒をして自ら實驗し研究し工夫し動作するの習慣を養はしめ漫に他人を模倣し教師に依頼するの弊に陥ることなく徒らに博識多能ならんよりは寧ろ事物の真相關係を辨知し學藝の原則妙理を會得するに必要な智力を練磨し他日卒業の後に於て萬般の事物問題に接して解釋應用の自在ならんことを期し殊に徳育に於ては自奮自修他の指揮を待たず進んで各自の職を盡すの良習を養成せしめんとす

○學部 現今開設せる學部は左の如し

家政學部 修業年限三ケ年

文學部 同

本科 英文學部 同

教育學部 同

豫科 普通豫科 同 一ケ年

英語豫科 同 二ケ年

附屬高等女學校 同 五ケ年

附屬豊明小學校 同 尋常科六ケ年

附屬豊明幼稚園 滿四才ヨリ滿六才マデ

○寮舎 本校の寮舎は普通の所謂寄宿舎なるものと全然其趣きを異にし學校教育の一要素とし家政實習の經驗を得せしむるのみならず實に品性修養の源泉たり故に原則として自己の家庭より通學するものゝ外は悉く之を寮舎に收容す現今寮舎の數二十七にして各寮に寮監ありて之を監督し寮監の下に主婦あり上級生交代之に任じて家事を掌り寮生亦交るゝ、庖厨洒掃の務に服す各寮又經濟を別にし炊事を異にし別に一家をなすを以て宛然幾多家族の集まりたる部落の觀あり其生活は校則によりて大體の寮規を定めたるの外は凡て自治に任じて漫りに拘束を加へず衣食住衛生經濟裝飾等の事悉く自ら講究し實行し親しく其得失を實驗せしむると共に寮生をして各自責任を重んずるの心を起さしめ一家相扶け友愛の情團結の念社交の趣味犠牲の精神を養はしむ

○法人の組織 三十八年五月財團法人の組織に改めたる寄附行爲證書は左の如し



# 私立日本女子大學校寄附行爲證書

東京小石川區高田豐川町拾八番地私立日本女子大學校は明治三十三年十二月現校長成瀬仁藏が別紙第一號に記載する創立委員の指導に従ひ別紙第二號に記載する數多篤志者の義捐金に依りて創設せし所なるが右義捐金を以て買入れたる地所建物器具及び其他學校所屬資産の所有名義者たる成瀬仁藏は今般創立委員と協議の上前記一切の資産を以て財團法人を設立し學校の基礎を永遠に鞏固ならしめんことを企圖し茲に寄附行爲をなして左の條項を定む

## 一 目的

第一條 本財團法人は現在の私立日本女子大學校を維持擴張し女子に適切なる高等の教育を施すを以て目的とす

第二條 前條に掲げたる學校の學科課程及其他の規定は別に之を定む

## 二 名稱

第三條 本財團法人の名稱は私立日本女子大學校とす

## 三 事務所

第四條 本財團法人の事務所は東京市小石川區高田豐川町拾八番地に置く但評議員會の決議に依り之を移轉することを妨げず

## 四 資産

第五條 成瀬仁藏は本財團法人を設立せんが爲めに地所建物器具其他現在私立日本女子大學校所屬一切の資産(別紙第三號表の通)を寄附す

別紙第二號義捐名簿は永久に之を保存す

第六條 前條の外現在の私立日本女子大學校に對する義捐豫約金にして將來本財團法人に拂込まるゝ資金及び本財團法人の目的を贊助して寄附せらるゝ資金は本財團法人の資産に編入すべきものとす

第七條 資産の管理に關する規程は別に之を定む

第八條 現在の私立日本女子大學校の費途に供する爲め從來成瀬仁藏の名を以て借入たる別紙第四號表に掲ぐる借入金は本財團法人設立の上は債務の更改をなし本財團法人の負擔に歸屬せしむ

第九條 本財團法人の資産は如何なる場合と雖も第一條の目的以外に使用することを許さず

第十條 學校の維持經費は左の收入を以て之を支辨す

- 一 資産より生ずる利子及び其他の收益
- 一 入學金授業料及び其他の雜收入
- 一 經費指定の寄附金

如何なる場合と雖も資産の元本を以て經費に充つることを許さず

第十一條 本財團法人は法定の解散事由の發生するに非れば解散することなし

第十二條 本財團法人解散するに至りたるときは評議員會は豫め其決議を経たる後主務官廳の許可を得て其資産を本財團法人の目的に同一なるか又は之に類似せる他の學校團體若しくは學會に寄附して本法人設立者の目的を永遠に繼續せしむることを計るべし

#### 五 評議員

第十三條 本財團法人に拾名乃至貳拾五名の評議員を置く

第十四條 評議員は法人設立の際現在の私立日本女子大學校創立委員(別紙第一號記載)の撰定に依り設立者之を囑託す

第十五條 評議員に缺員を生じたるときは評議員會の決議に依りて之を撰定囑託し現員一名に至りたるど

きは四名乃至九名の最多額義捐者又は其相續人と協議し其過半数の投票に依りて之を撰定囑託し又全員  
缺けたるときは五名乃至十名の最多額義捐者又は其相續人に其撰定を委嘱す

第十六條 本材團法人の業務に關する重大の事項は必ず評議員會の議決を経ることを要す

但し評議會の職制は別に之を定む

第十七條 評議員會は其議決を以て評議員理事及び監事を罷免することを得

第十八條 評議員會の議事は評議員全員過半数の同意を以て之れを決す

第十九條 評議員は自ら本材團法人の資産及び業務の状況を監査することを得

#### 六 理事及監事

第二十條 本財團法人を代表し法人の義務を處理せしむる爲め理事一名を置き之を校長と稱す

第廿一條 理事は評議員會の議決により之を撰定す

第廿二條 理事は別に定むる職制に従ひ評議員會の議決に従ひ其の職務を行ふ

第廿三條 本財團法人の資産及業務の状況を監査せしむる爲め監事二名を置く

第廿四條 監事は評議員會の議決に依り撰定囑託す

#### 七 寄附行爲の變更

第廿五條 本寄附行爲に定めたる事項にして第一條第五條及第九條の趣旨に反せざる範圍内に於て評議員

會の決議により必要と認めたる時は主務官廳の許可を経て之を變更することを得

#### ○評議員

(イロハ順)

公爵 岩倉具定

侯爵 蜂須賀茂詔

土倉庄三郎

教務委員

理事

教務委員

教務委員

監事  
財務委員

財務委員

伯爵

子爵

伯爵

侯爵

男爵

男爵

大隈重信

大倉孫兵衛

岡部長職

樺山資紀

成瀬仁藏

村山龍平

村井吉兵衛

久保田讓

麻生正藏

西園寺公望

北島治房

三井八郎右衛門

三井三郎助

澁澤榮一

廣岡淺子

森村市左衛門

住友吉左衛門

# 日本女子大學校規則

## 第一章 總則

第一條 本校は本邦の女子に適宜なる高等の學藝を授け能く日進の社會に順應して其職務を完ふするの淑女たり良妻賢母たるべき者を養成する所とす

第二條 本校は日本女子大學校と稱す

第三條 本校は東京市小石川區高田豊川町に置く

第四條 本校に附屬高等女學校附屬小學校附屬幼稚園を附設す

## 第二章 學科 科目 修業年限

第五條 學科を分て豫科、本科、研究科とす

第六條 豫科を分て普通豫科、英語豫科とし本科を分て家政學部、文學部、英文學部、教育學部、體育部、美術部、音樂部、理科學部とす

但し當分本科に於ては家政學部、文學部、英文學部、教育學部の四部を設置し時宜に應じて他の部に及ぼすものとす

第七條 家政學部、文學部、英文學部及教育學部の科目は左の如し

### 第一 家政學部

必修科目 倫理及社會學、心理及教育、生理及衛生、應用理化、經濟、國文、英語、料理、體操  
選修科目 應用博物、歷史、美術史、法制、禮法、園藝、  
隨意科目 哲學及哲學史、漢文、國文、音樂、圖書

## 第二 文學部

必修科目 倫理、心理及教育、歴史、人文史、國語國文、漢文、英語、體操  
選修科目 料理、音樂、圖畫

## 第三 英文學部

必修科目 倫理及社會學、心理及教育、英語、國文、歴史、料理、體操  
選修科目 哲學及哲學史、漢文、生理及衛生、美術史、園藝、料理  
隨意科目 應用理化、法制、音樂、圖畫

## 第四 教育學部を分て二部とす

### 第一部

必修科目 倫理及社會學、心理及教育、數學及理化、英語、手工、體操  
隨意科目 國文學、音樂

### 第二部

必修科目 倫理及社會學、心理及教育、博物、英語、手工、體操  
隨意科目 國文學、音樂

第八條 本校各部の修業年限の最短期を三ヶ年とし生徒の事情に依り在學年限を延長することを得

## 第三章 學年 學期 休日

第九條 學年は四月一日に始り翌年三月三十一日に終る

第十條 學年を分て左の三學期とす

第一學期 四月十日より七月十日に至る

第二學期 九月十一日より十二月二十四日に至る

第三學期 一月八日より三月三十一日に至る

第十一條 定季休業は左の如し

夏季休業 七月十一日より九月十日に至る

冬季休業 十二月二十五日より一月七日に至る

春季休業 四月一日より同月九日に至る

第十二條 定日休業は左の如し

日曜日

神嘗祭 十月十七日

新嘗祭 十一月廿三日

紀元節 二月十一日

皇后陛下御誕辰 五月廿八日

秋季皇靈祭

天長節 十一月三日

孝明天皇祭 一月三十日

春季皇靈祭

本校創立紀念日 四月二十日

#### 第四章 授業時間 學科課程

第十三條 教授時間は各部各學年を通じて必修科、選修科（第一第二學年は少くとも二科目第三學年は一

科目）随意科を合せて一週二十八時間以内とす

第十四條 各部の學科課程及時間配當は左表の如し

# 家政學部

## 必 修 科 目 選

應用博 物	計	體 操	料 理	英 語	國 文	經 濟	應 用 理 化	生 理 及 衛 生	心 理 及 教 育	倫 理 及 社 會 學	科 日 學 年
											授業 時間
二	二三	二	六	五	二		二	二	二	二	第一學年
應用博 物		普通體操、 體育體操、 容儀體操	日 本 料 理	講 讀、 文 法	作 文 學 概 論		應 用 理 化 學	生 理 學	心 理 學	倫 理 學	授業 時間
	二三	二	六	五		二	二	二	二	二	第二學年
		同	同	同		家 庭 經 濟 學	同	家 庭 衛 生	教 育 學	同	授業 時間
	一九	二	六	五			二		二	二	第三學年
		同	同	同			同		家 庭 教 育 研 究	應 用 社 會 學	授業 時間
		上	上	上			上		兒 童 研 究	實 踐 倫 理	第三學年



必	倫理學	科目	學年	授業時間	文 學 部
倫理					
二					
倫理學					
倫理	實踐倫理	科目	學年	授業時間	文 學 部
二					
同上					
一	實踐倫理	科目	學年	授業時間	文 學 部
一					
實踐倫理					

隨 意 科 目					修 科 目				
園	音	國	淡	哲	園	禮	法	美	歷
畫	樂	文	文	學及、 哲學史	藝	法	制	術 史	史
			二	一		一		一	一
						禮		本 邦 美 術 史	西 洋 史
						法			
			二	一		一		二	一
						同		西 洋 美 術 史	西 洋 史
						上			
			二	一	二	一	二		一
					園	同	法		西 洋 史
					藝	上	制		史



# 英文學部

修 選		目 科 修 必											
生理及衛生	漢 文	哲學及哲學史	計	體 操	料 理	歷 史	國 文	英 語	心 理 及 教 育	倫 理 及 社 會 學	科 目	學 年	授 業 時 間
											第一學年	第二學年	第三學年
二 生 理	二 經 書、史 文 講 讀	一 哲 學 總 論	二 四	二 <small>普通體操、遊戲體操、 教育體操、容儀體操</small>	三 <small>實 習 論</small>	一 西 洋 史	二 講 讀、時 文	二 <small>散文、美文、講讀 作文、文典</small>	二 心 理 學	二 倫 理 學	倫 理 及 社 會 學	第一學年	二 倫 理 學
二 衛 生	二 同	一 哲 學 史	二 二	二 同	二 同	一 同	二 翻 修 辭 辭	二 同 <small>辭 學、作 文 上</small>	二 教 育 學	二 同	倫 理 及 社 會 學	第二學年	二 同
生	上	上	二 〇	二 同	二 同	一 同	一 翻	二 同 <small>文 學 史、作 文 上</small>	二 童 兒 家 庭 教 育 研 究	二 應 用 社 會 學	倫 理 及 社 會 學	第三學年	二 應 用 社 會 學



科目	隨	意	目	科
音	國	計	體	部二第
樂	文		手	博
	學		工	物
	二	二五	二	一〇
			遊藝、普通體操、 容儀體操、 遊藝體操、 容儀體操	助植 物物 (四)(六)
	二	二五	二	一〇
			同	鑛物地質 生理衛生 (三)(三) (六)
	二	二五	二	一〇
			同	鑛物地質 生理衛生 (四)(六)
			上	以
			上	後
			上	は
			上	實
			上	地
			上	練
			上	習

### 第五章 及落 卒業

第十五條 生徒の及落は各科目平常の成績により教員會議の議決を以て之を評定す

第十六條 生徒の卒業は各科目平常の成績と卒業論文とを参照し教員會議の議決を以て之を評定す

第十七條 本科卒業の者には左式の卒業證書を授與す

校	姓
印	名

本校何々學部所定の學科を修め正に其業を卒へたり仍て之を證す

教授 姓

名 印

(當該學部擔任教授署名す)

各教授の證明に徴し此證書を授與す

明治 年 月 日

日本女子大學校

校長 氏  
校監 氏

名 名 印 印

印

### 第六章 入學 在學

第十八條 定期入學は毎學年の始め一回とす

但し豫科には缺員を生したる場合臨時入學を許すことあるべし

第十九條 無試験にて本科に入學し得べきものは身體健全品行方正年齢十七歳以上にして左の資格の一を有する者とす

但し英文學部に入學するものは本校英語豫科を卒業したるものゝ外は英語の試験を課す

一 本校豫科修了生

一 本校附屬高等女學校卒業生

一 修業年限五ヶ年の官公私立高等女學校の卒業生

一 師範學校卒業生

一 修業年限四ヶ年の高等女學校卒業後一ヶ年以上専攻科又は補習科を修めたるもの

但し本項に該當する入學志願者は學力を檢定することあるべし

第二十條 専門學校入學者檢定規程により試験に合格し尙一ケ年以上の學歴を有するものは特別試験を行

ひ入學を許可す

第二十一條 入學志願者は左の書式に従ひ入學願書及履歷書各一通を差出すべし

(用紙美濃紙)

入學願書 無試験入學志願者は「試験の上」を略し  
受験入學者は「無試験にて」を略すべし

本籍 縣 國 郡 市 區 町 村 番 地

華 士 族 平 民 何 某 姉 妹 女

何 誰

生 年 月 日

私儀御校何學部へ入學仕度候間「無試験にて」「試験の上」御許可被下度別紙履歷書相添へ此段相願候也

年 月 日

右

何 誰 印

日本女子大學校長氏名殿

(用紙美濃紙)

履 歷 書

本 籍 縣 府 郡 市 區 町 村 番 地

華 士 族 平 民 何 某 姉 妹 女

何 誰

一 生年月日

一 生地

一 轉住(何歳より何歳迄何地轉居す云々)

一 現住所

一 兩親の有無年齢

一 父兄の職業

一 何年何月より何年何月迄何學校にて第何學年修業中或は卒業

一 何年何月より何年何月まで何地何誰に就て何學を修業す

一 .....

一 賞 罰

右之通に候也

右

年 月 日

何

誰

第二十二條 入學の許可を得たる者は左の書式に従ひ在學證書を差出すべし

(用紙美濃紙)

在 學 證 書

現在所  
本籍縣府國  
郡市區  
華士族平民  
何某

印收三  
紙入錢

何姉何  
妹女

生 年 月 日 誰



右之者今般御校へ入學御許可相成候に付ては同人在學中御校規を堅く相守らせ候は勿論同人に係る一切の事柄は拙者に於て引受可申候也

但拙者轉居或は改印の節は速に御届可申候也

現住所

本籍族

職業

年月日

保證人 何

誰印

日本女子大學校長氏名殿

生年月日

第二十三條 保證人は年齢三十歳以上にして東京市内に一家計を立て被保證生徒の監督をなし同人の身分に關し一切の事柄に責を負ひ得べき者たるを要す

但し郡部在住者と雖も本校の見込により保證人たることを承認すべし

第二十四條 保證人長く旅行する時は豫め相當の代理保證人を定め本校へ届出べし

第二十五條 保證人の死去又は轉住の節は直に第二十三條の資格を有する人を以て之に代へ改めて在學證書を差出すべし

## 第七章 退學 休學

第二十六條 左の各號の一に該當する者には退學を命ず

- 一、性行不良にして改善の見込なしと認めたる者
- 二、學力劣等にして成業の見込なしと認めたる者

三、引續き一箇年以上缺席したる者

四、正當の事由なくして引續き一箇月以上缺席したる者

第二十七條 退學せんと欲するものは保證人連署して其理由を認めたる退學願書を差出し校長の許可を得べし

第二十八條 生徒の疾病其他止を得ざる事故の爲め三ヶ月以上修學し能はずと認むる時は豫め其許可を得て一學年以内の休學をなすことを得

第二十九條 休學期限内と雖も休學の事故止む時は休學を解除し原級に復せしむ

## 第八章 特待生

第三十條 本校本科第二等級以上の本科生にして品行善良なるか又は學力優等なる者は前學年の成績に依り教員會議の議を経て特待生となし次學年の授業料を免除することあるべし

## 第九章 選科生

第三十一條 各學部若くは英語豫科の一科目又は數科目を選修せんと欲する者あるときは教授上の差支なき場合に限り選科生として入學を許可す

但選科生は必ず倫理科を兼修すべきものとす

第三十二條 選科生は品行方正身體健全年齢十七歳以上にして所選科目の學力を査定し該科目を修むるに堪ふると認めたる者に限り之を許す

但し第十九條の無試験入學の資格を有する者は此限にあらず

第三十三條 選科生にして所選科目を正當に學習したる者には望により證明書を授與すべし



目科修選		目體	
圖習英	計	操	二
書字語	二二	普通體操、教育體操、遊戯體操、容儀體操	二
二二五	二〇		同
二二五	二二		上
二二	二二		同
二二五	二二		上

第三十九條 家政文學英文三學部の研究科生は本校所定の科目中に就き研究題目を選び擔當教授指導の下に之を研究するものとす

第四十條 研究生は校長の許可を得參考の爲め本科の講義に出席傍聽することを得

第四十一條 研究科の爲め特に講義を開設することあるべし

第四十二條 所選題目研究の結果を提出せる者には按檢の上證明書を授く

第四十三條 本校の諸規則は凡て之を研究科に適用す

### 第十一章 豫科

第四十四條 本科に入學せんと欲するも素養の不足なるもの、爲に普通豫科及び英語豫科を置く

第四十五條 普通豫科の修業年限は一ケ年とし英語豫科の修業年限は二ケ年とす

第四十六條 無試験にて豫科に入學し得べきものは身體健全品行方正年齢十六歳以上にして左の資格の一

を有する者とし其他は修業年限四ケ年の高等女學校卒業の程度に依り修身國語歴史地理數學理科家事裁縫圖書音樂の科目に就て試験を行ふ

- 一、修業年限四ヶ年以上の官公私立高等女學校卒業生
- 一、専門學校入學者檢定規程に依り無試験檢定を受くる資格を有する者
- 一、専門學校入學試験檢定合格證書を有する者
- 一、修業年限五ヶ年の官公私立高等女學校第四學年を修了したる者
- 一、本校に於て修業年限四ヶ年の高等女學校同等以上と認めたる學校の卒業生
- 第四十七條 普通豫科、英語豫科の學科課程及時間配當は左の如し

普通豫科

學科		教授時間
倫理	實踐倫理	一
國語	講讀、作文	九
漢文	文讀、作文	九
英語	音讀、譯解、會話、 文讀、書取	五
歷史	西洋史	二
理科	物理、化學、天文、 地質	三
數學	代數	二
體操	遊藝、 普通體操	三

裁 縫方、裁方、繕方 (三) 隨意科となすことを得

計 二八

英語 豫科

學科	學年	教授時間	第一學年	教授時間	第二學年
	倫理	一	實踐倫理	一	同上
英語	二四	音讀、譯解、會話、書取、習字	二四	音讀、譯解、會話、書取、文、翻譯、文、字典	二四
體操	三	普遊通體操	三	同上	同上
計	二八		二八		二八

第四十八條 本校の諸規則は凡て之を豫科に適用す

第四十九條 豫科を修了したる者には修業證書を授與す

第五十條 入學願書履歷書等の書式は本科に準ず

第十二章 科外講演

第五十一條 科外講演は正科學習の參考補缺に供せんが爲に開設するものとす

第五十二條 科外講演は毎月臨時に之を開設するものとす

第五十三條 専門の大家を聘して科外講師に囑託するのみならず臨時諸名家の出演を乞ふとあるべし

第五十四條 本校の生徒たると校外者たるとを問はず凡て科外講演に出席せんと欲する有志者を以て聽講者とす

第五十五條 聽講者たらんと欲する者は聽講料を前納せしむることあるべし  
但し聽講料は講演の長短に依て規定すべし

### 第十三章 學 費

第五十六條 受験入學志願者は左の規定に従ひ受験料を入學願書に添へて納むべし

一、定期受験入學者 金壹圓五拾錢

一、臨時受験入學者 金貳圓

第五十七條 入學の許可を得たる者は入學料金貳圓を在學證書に添へて納むべし

第五十八條 授業料は一學年金參拾參圓とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 拾貳圓 第二學期 拾貳圓 第三學期 九圓

但事情に依り毎月初めに分納することを許可することあるべし

第五十九條 校費は一學年金五圓五拾錢とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 貳圓 第二學期 貳圓 第三學期 壹圓五拾錢

但し事情に依り毎月初めに分納することを許可することあるべし

第六十條 樂器演習をなす者は左の使用料を毎月初めに分納すべし

一、オルガン使用料金五拾錢以上

一、ピアノ使用料金壹圓以上

第六十一條 既納の學費は何等の事情あるも返附せず

## 第十四章 寮規

二十六

第六十二條 本校の寮生たる者は克く本校の目的を會得し教職員の命を奉じ長幼相助け親和を旨とし自奮自脩の精神を以て何事にも相一致して家庭同様の共同生活を營むべきは勿論事々に秩序を保ち時間を守り言語動作を快活優美にして殊に精神の脩養身體の健康に注意すべし

第六十三條 本校生徒中に希望者ある時は洋風の寮舎に於て外國教師監督の下に西洋家庭の風を學ばしむ  
第六十四條 上級寮生をして順番に主婦の地位に立たしめ寮監監督の下に於て家事の整理を習はしむ  
第六十五條 寮生は長幼の差別なく凡て各自相當の家事を分擔せしむべし

第六十六條 本校々醫は寮の衛生を司り病者ある時は之を診察し病狀の輕重により相當の取扱をなすべし  
第六十七條 時々寮生を携へて學識經驗ある婦人を訪問し或は之を招待して談話を請ひ實地の見聞を廣め日用の常識を養はしむ

第六十八條 寮生は左の寮費を毎月前納すべし

但し時價の高低に依り増減することあるべし

普通寮	寮費	壹圓	食料	六圓五拾錢
折衷寮	寮費	壹圓五拾錢	食料	六圓五拾錢
洋風寮	寮費	貳圓	食料	九圓

第六十九條 本校の寮舎に入寮せんと欲する者は左の書式に従ひて入寮願書を差出すべし





同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

西洋美術史 法制史 博物學 國文學 日本畫 漢學 數學 衛生學 兒童研究 英語、英文學 動物學 倫理、教育 應用理化 經濟學 英語 西洋歷史 西洋人文史 西洋歷史 英語 西語

文學博士  
法學博士  
理學博士

醫學博士

パチエラー、オ  
ブ、ロウ  
理學士

理學博士  
藥學博士  
文學士

マスター、オプ  
アイツ  
文學士

パチエラー、オ  
ブ、アイツ  
法學博士  
文學士

二十八

大塚保治 奧田義人 渡瀬庄三 渡邊英一 川端玉章 川野健作 樺正 橫手千代之助 高島平三郎 高倉卯三 成瀬仁藏 長井長義 中隈敬藏 村井知至 村田勤 浮川堅固 田和民 松井昇

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

英文學 英語、英文學 本邦史 心理學 物理學 漢學 倫理學、心理學、教育學 英語 園藝學 數文學 國文學 英語 教育學 衛生學 漢文學、國文學 國文學、和歌 植物學 教育學、教授法 國文學 體操

文學士 文學博士 醫學博士 文學博士 マスター、ガブ、アーツ 理學士 農學士 文學博士 文學士 文學博士

松浦政泰 ミス、フイリツプス 藤岡繼平 福來友吉 後藤牧太郎 五弓安二郎 麻生正藏 ミス、アズバン 佐々木祐太郎 實吉益美 木村正辭 岸本能武太 湯本武比古 三輪田眞秀 三宅龍一 三宅驥一 篠田利英 鹽井正男 白井規矩郎





# 附屬高等女學校規則

## 第一章 總則

第一條 日本女子大學校附屬高等女學校は女子に須要なる高等普通教育を授くる所とす  
 第二條 附屬高等女學校は日本女子大學校内に置く

## 第二章 科目 修業年限 學期 休業

第三條 附屬高等女學校の學科目は修身、國語、外國語(英又は佛)、歴史、地理、數學、理科、家事、裁縫、  
 圖畫、音樂、體操とす

第四條 附屬高等女學校の修業年限は五ヶ年とす

第五條 學年、學期 休業は本校の規程に従ふ

## 第三章 學科課程 及落 卒業

第六條 學科程度及時間配當は左表の如し

### 高等女學校學科課程及時間表

學科目	學年	
	第一學年	第二學年
修身	二人倫の要旨	二同
國語	七講讀、作文	七同
習字	七同	七同
法	二同	二同
上	二同	二同
文	五同	五同
上	五同	五同
法	上	上
上	二同	二同
上	二同	二同



第十條 定期入學は毎學年の始め一回とするも同程度の高等女學校より轉學するもの、外總て試験の上臨時入學を許可することあるべし

第十一條 年齢十二歳以上にして高等小學校第二學年の課程を卒へたる者は第一學年級に無試験にて入學を許可するも其他は總て試験の上にて入學を許可す

但相當年齢に達し第二學年以上に入學せんとする者は同程度の高等女學校より轉學するもの、外總て試験に依る

第十二條 入學志願者は左の書式に従ひ入學願書及び履歷書各一通を差出すべし

(用紙美觀紙)

入 學 願 書

本 籍 縣 府 國 郡 市 區 村 町 番 地

華 士 族 平 民 何 某 姉 妹 女

何 誰

生 年 月 日

右の者御校附屬高等女學校第何學年級へ入學仕度候間(無試験にて)(試験の上)御許可被下度別紙履歷書相添へ此段相願候也

年 月 日

右 父 兄

何 誰 印

日 本 女 子 大 學 校 長 氏 名 殿



履 歴 書

本 籍 縣 府 國 郡 市 區 村 町 番 地

華 士 族 平 民 何 某

何 姉 妹 女

何

誰

一 生 年 月 日

一 生 地

一 轉 住 (何 歲 以 前 何 處 迄 何 地 に 轉 居 す 云 々)

一 現 住 所

一 兩 親 の 有 無 年 齡

一 父 兄 の 職 業

一 何 年 何 月 以 前 何 年 何 月 迄 何 學 校 に 於 て 第 何 學 年 修 業 中 或 は 卒 業

一 何 年 何 月 以 前 何 年 何 月 迄 何 地 何 誰 に 就 き 何 學 を 修 業 す

一 .....

一 賞 罰

右 之 通 に 候 也

年 月 日

右 父 兄

何

誰 印

第十三條 入學の許可を得たる者は在學證書を差出すべし

但在學證書の書式は本校の規定に従ふ

第十四條 左の各號の一に該當する者には退學を命ず

一 性行不良にして改善の見込なしと認めたる者

一 學力劣等にして成業の見込なしと認めたる者

一 體質虛弱にして成業の見込なしと認めたる者

一 引續き一箇年以上缺席したる者

一 正當の事由なくして引續き一箇月以上缺席したる者

第十五條 退學せんと欲するものは保證人連署して其理由を認めたる退學願書を差出し校長の許可を得べし

## 第五章 學 費

第十六條 受験入學志願書は左の規定に従ひ受験料を入學願書に添へて納むべし

一定期受験入學者

金 壹 圓

一臨時受験入學者

金 壹 圓 五 拾 錢

第十七條 入學許可を得たる者は入學料金貳圓を在學證書に添へて納むべし

第十八條 授業料は一學年金貳拾貳圓とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期

八 圓

第二學期

八 圓

第三學期

六 圓

但し事情に依り毎月初めに分納することを許可することあるべし

第十九條 校費は一學年金五圓五拾錢とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし



同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

數 國 修 體 國 英 理 體 圖 歷 音 國 習 英  
身、 史、  
理 英

學 語 科 操 語 語 事 科 操 書 語 樂 語 字 語

槍 弘 平 白 鹽 三 手 櫻 松 松 村 永 法 中 高  
山 田 井 井 井 塚 井 本 井 田 井 村 森  
由 野 規 正 冬 か 登 梅 子  
矩 太  
繁 巳 濱 郎 男 次 ね 美 末 昇 勤 久 幹 郎 不

# 附屬豐明小學校規則

## 第一章 總則

第一條 日本女子大學校附屬豐明小學校は兒童心身の發達に留意して道徳教育及國民教育の基礎並に其生活に必須なる普通の知識技能を授くるを以て本旨とし兼て本校教育學部生徒の實施練習に資する所とす

第二條 附屬豐明小學校は日本女子大學校内に置く

## 第二章 科目 修業年限 學期 休業

第三條 附屬豐明小學校の教科目は修身、國語、算術、日本歴史、地理、理科、園畫、唱歌、體操、手工裁縫とす

第四條 尋常小學校の修業年限は六箇年とす

第五條 學年、學期、及休業は本校の規定に従ふ

## 第三章 學科課程 及落 卒業

第六條 學科課程及時間配當は左の如し

修身	學年	
	科目	時間
二	第一學年	每週
旨	第二學年	每週
道	第三學年	每週
徳	第四學年	每週
ノ	第五學年	每週
要	第六學年	每週
二		
同		
上		
二		
同		
上		
二		
同		
上		
二		
同		
上		

唱	圖	理	地	日本	算	國
歌	畫	科	理	歷史	術	語
一	一				四	八
單音唱歌	平易ナル形				乗方ケル圓ノ二十以下 除及加減キヘ於ニハ	シリキミ通易假發 方方方方文ナ名音 、、、、ノル及 話綴書讀普近
一同上	一同上				五	二
					加書ル内數百以 減キ數ニノ以下 乗方ヘ於範圍ノ 除及方ケ	シリキミ通易文常假 方方方方文ナ字須名 、、、、ノル及知 話綴書讀普近ノ日
一同上	一形簡易ナル				五	三
					減通常ノ加 乗除	話綴書讀普近ノ日 シリキミ通易文常 方方方方文ナ字須 、、、、ノル及知
一同上	一同上				五	三同 上
					加書呼及減通常ノ加 減キヒ小數除ノ加 方方ノ	
一單音唱歌	一同上	二 現象又物植 自然礦物動	一 ノ日本地理	一 ノ日本歷史	四	九
					數易計幣度加 ナル算及量減 小簡時ノ貨除	綴リ書讀普日 方方方方文常 、、、、ノル須 話綴書讀普知
一同上	一同上	二同 上	一 續前學年ノ	一 續前學年ノ	四	九同
					比簡小 例易數 ナル分 數	

體操	三遊	戲	三同	上	三遊	普通體操	三同	上	三遊	普通體操	三同	上
手工	二簡易ナル	細工	二同	上	二同	上	二同	上	二同	上	二同	上
裁縫							二運針法	類ノ縫方	二類ノ縫方	通常ノ衣	二方、繕ヒ	方、繕ヒ
計	三		二		三		二		二		二	

第七條 生徒の及落及卒業は各科目平常の成績に依り教員會議の決議を経て之を評定す

第八條 各學年の課程を修了したる者には修業證書を授與し全教科を修了したる者には卒業證書を授與す

第四章 定員 入學 退學

第九條 附屬豊明小學校の生徒定員は凡そ三百名とす

第十條 定期入學は每學年の始め一回とす

但缺員ある時は臨時入學を許すことあるべし

第十一條 入學志願者は左の書式に従ひ入學願書及び經歷書各一通を差出すべし

(用紙美濃紙)

入學願書

本籍 縣 府 國 郡 市 區 村 町 番 地

華 士 族 平 民 何 某 姉 妹 女





右之通に候也

右父兄

年月日

何

誰印

第十二條 入學の許可を得たるものは在學證書を差出すべし

但し、在學證書の書式は本校の規定に従ふ

第十三條 保證人長く旅行する時は豫め相當の代理保證人を定め本校へ届出づべし

第十四條 保證人死去の節は直に改めて在學證書を差出すべし

第十五條 退學せんと欲する者は保證人より其理由を認めたる退學證書を差出し校長の認可を得べし

## 第五章 學費

第十六條 入學の認可を得たる者は入學料金貳圓を在學證書に添へて納むべし

第十七條 授業料は一ヶ月金貳圓とし毎月五日以内に納むべし

# 附屬豊明幼稚園規則

## 第一章 總則

第一條 附屬豊明幼稚園は幼兒心身の發達を計るを以て目的とし併せて保育法の研究に資するものとす

第二條 附屬豊明幼稚園は日本女子大學校内に置く

### 第二章 科目 在園年限 休業

第三條 保育科目は自然觀察、遊戯、音樂、談話、手工とす

第四條 幼兒の年齢は滿四年より小學校に就學するまでとす

第五條 休業日は本校の規定に従ふ

### 第三章 定員 入園 退園

第六條 幼兒の定員は凡そ五十名とす

第七條 入園は毎年四月とす

但缺員ある場合は臨時之を許す

第八條 入園志願者は左の書式に従ひ經歷書を差出すべし

(用紙美濃紙)

#### 經歷書

幼兒 何

某

一族籍 北海道 何市 區 何村 何番地 華土族 何某 弟妹等

一住所 東京市 府 何區 郡 何村 何番地 何某内

一家長の職業 何官何商工何社の何役等 (他人の家に寄寓するものは其家長の職業をも併記すべし)

一出生地及其土地の情況

一出生年月日

一營養品 生母の乳 乳母の乳 牛乳 乳粉等

一養育せし場所 自宅 乳母の宅等

一痘 種痘或は天然痘

一生來著しき疾病に罹りしことの有無及病名病狀等

一兩親の年齢及健否

一兄弟姉妹の數及健否

一食物其他の好惡

一氣質

其他特別の事情

右之通に御座候也

年 月 日

右 父 兄  
見 人

何

某

第九條

入國の許可を得たる者は左の書式に従ひ在國證書を差出すべし

(用紙美濃紙)

在 國 證 書

北海道 何 國 何 市 何 町 何 番 地 平 民 何 某 弟 妹 等  
士 族 何 某 弟 妹 等

印 收 三  
紙 入 錢

何

生 年 月 日 某

右は今般御校附屬幼稚園に入園御許可相成候に就ては本人に關する一切の事件抽者に於て引受可申候也

東京市何區何町何番地住居

北海道  
北海縣  
華士平  
族民

年 月 日

日本女子大學校長氏名殿

右保證人 何

某印

第十條 幼兒又は保證人轉居したる時は直に届出づべし

第十一條 幼兒缺席することある時は其事由を届出づべし

第十二條 退園せんと欲するものは其事由を記し保證人より届出づべし

### 第五章 入園科 保育料

第十三條 入園の許可を得たる者は入園料金貳圓を納むべし

第十四條 保育料は一ヶ月金壹圓五拾錢とし毎月五日以内に納むべし

小學校幼稚園職員

同 小學校教員

同

同

同 幼稚園保母

同

藤原千代  
藤植さ  
豊田  
清水賀  
清田  
甲田  
松田  
奥田  
めい

東京市小石川區高田豐川町十八番地

# 日本女子大學校

(電話番町七七〇)

日本女子大学校規則

〔明治三五―四二年〕

発行日 一九九九年三月一五日

編集 日本女子大学成瀬記念館

発行 日本女子大学成瀬記念館

〒112-8681 東京都文京区目白台二―八―一

電話 (〇三) 三九四二―六一八七

印刷 共同印刷株式会社

〒112-8681 東京都文京区小石川四―一四―一二

